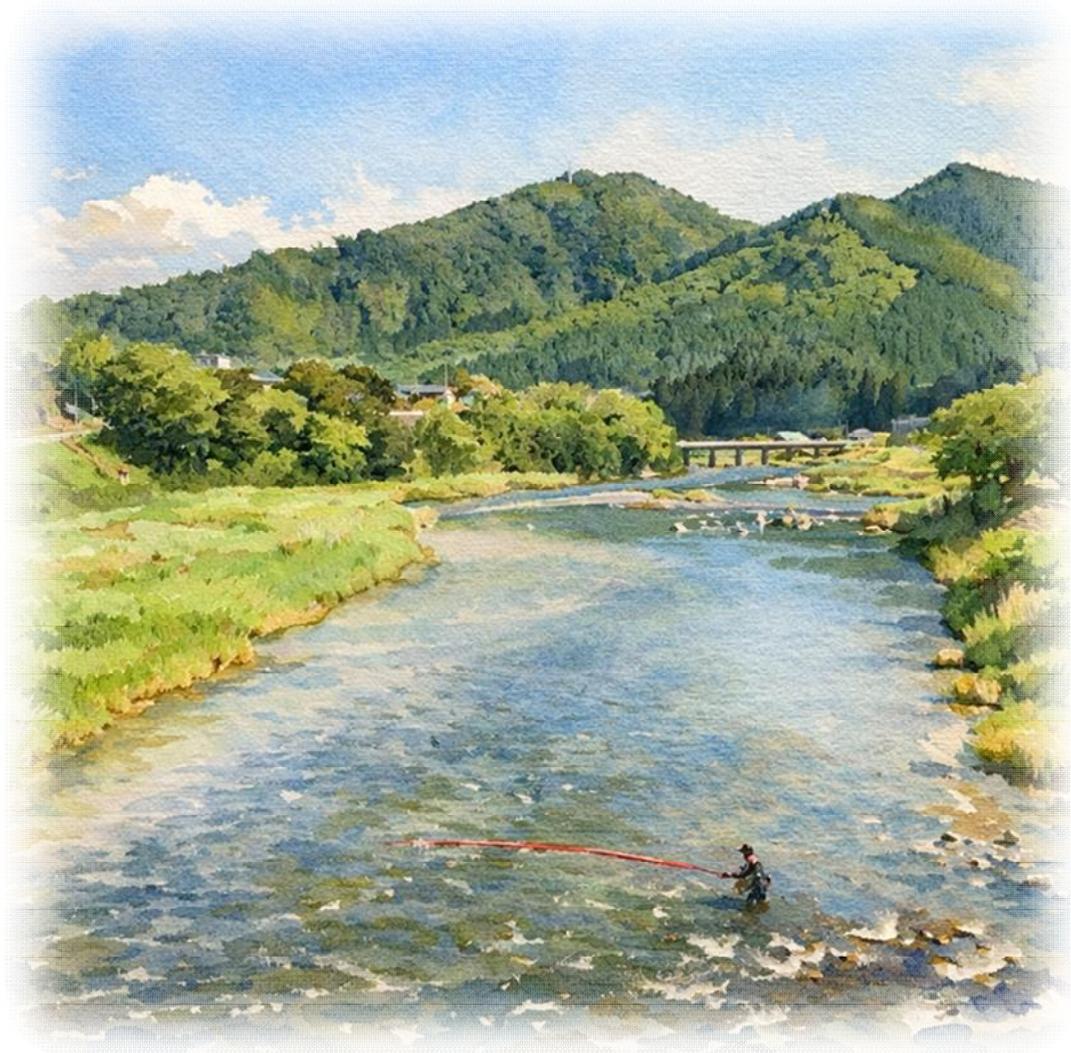


第3次大子町地域福祉計画 第1次大子町地域福祉活動計画

令和 8(2026)年度～令和12(2030)年度



令和8年3月

大 子 町

大子町社会福祉協議会



袋田の滝キャラクター
たき丸



大子町社会福祉協議会
キャラクター ふくちゃん

ごあいさつ

少子高齢化や人口減少が進行する中、地域における支え合いの重要性は、これまで以上に高まっております。特に本町においては、高齢化率の上昇、単身高齢者や高齢者のみ世帯の増加、さらには生活困窮や社会的孤立など、福祉を取り巻く課題が複合化・顕在化してきております。

一方で、地域に根差した人と人とのつながりや互いに助け合う風土は、本町が長年にわたり育んできた大きな財産でもあります。

このような状況を踏まえ、本町では誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指すため、「大子町地域福祉計画」及び「大子町地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。

本町の福祉における課題は、高齢者福祉にとどまらず、子育て支援、障がい者支援、生活困窮者への対応、さらには災害時における要配慮者支援など、横断的な対応が求められています。制度やサービスだけでは解決困難な課題も増えており、地域住民同士の見守りや支え合いなど、これまで築かれてきた「地域力」を維持・発展させていくことが不可欠です。

本計画では、こうした現状を的確に捉え、「自助・共助・公助」の適切な役割分担のもと、地域福祉の推進を図ることを基本理念及び基本目標として掲げました。特に、町民一人一人が福祉の担い手として関わることができる仕組みづくりや、地域活動への参加促進、人材育成に重点を置き、持続可能な地域福祉の基盤づくりを進めてまいります。また、本計画に基づく取り組みが着実に実行されるよう、町と社会福祉協議会の連携を一層強化し、福祉施策の充実に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なる御尽力を賜りました関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。今後とも、本町の地域福祉の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和8年3月

大子町長・大子町社会福祉協議会長 高梨 哲彦

も く じ

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画の背景	2
2 計画の根拠	3
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	6
第2章 統計からみる大子町の現状	7
1 人口と世帯の状況	8
2 世帯数の推移	9
3 世帯の累計	10
4 子どものいる世帯数	11
5 出生の状況	12
6 要支援者・要介護認定者の状況	13
7 障がい者手帳所持者数の状況	13
8 避難行動要支援者数の状況	15
9 被保護世帯・人員の状況	15
10 地域の活動組織、社協会員数の状況	15
第3章 アンケート結果からみる大子町の現状	17
1 大子町第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画におけるアンケート調査の概要	18
2 大子町第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画におけるアンケート調査の概要	31
3 第3期大子町子ども・子育て支援事業計画におけるアンケート調査の概要	39
第4章 計画の基本的な考え方	54
1 基本理念	55
2 基本目標	55
3 体系図	56
第5章 計画の取り組み	57
基本目標1 いつまでも元気に いきいきと活躍できる健康長寿のまち	58
基本施策1 介護予防事業の推進	58
基本施策2 包括的支援事業及び任意事業の推進	59
基本施策3 認知症施策の推進	65
基本施策4 高齢者の住まいの確保対策	65
基本施策5 高齢者の生きがいづくり、社会参画の促進、就労支援	66

基本目標 2	地域で子どもを育み あらゆる世代がきらめくまち	68
基本施策 1	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	68
基本施策 2	要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進	71
基本施策 3	乳児・幼児・保護者等の健康の確保及び増進	72
基本施策 4	子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり	73
基本施策 5	地域における子育ての支援	74
基本目標 3	互いに思いやり 共にのびゆくまち	76
基本施策 1	広報・啓発活動の充実	76
基本施策 2	地域福祉活動の推進	77
基本施策 3	差別解消に向けた取組の推進	79
基本施策 4	保育・療養・教育の充実	79
基本施策 5	生涯学習・余暇活動の推進	81
基本施策 6	就労機会の充実	81
基本施策 7	保健・医療サービスの充実	83
基本施策 8	福祉サービスの充実	84
基本施策 9	経済的支援の充実	87
基本施策 10	生活環境の改善	87
基本目標 4	地域のつながりを育む 笑顔と活力のあるまち	89
基本施策 1	組織体制の強化	89
基本施策 2	財政基盤の強化	89
基本施策 3	在宅福祉サービスの推進	92
基本施策 4	災害ボランティアセンターの運営体制強化	93
基本施策 5	啓発活動の強化	94
基本施策 6	大子町文化福祉会館『まいん』の管理	95
資料編		96
1	大子町地域福祉計画策定委員会設置要綱	97
2	策定委員会委員名簿	98

※本計画では、制度や法律の名称には「障害」を使用していますが、表現上の配慮が必要な場合には「障がい」という表記を用いています。

第1章

計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の背景

地域福祉計画は、2000（平成12）年の社会福祉法により法制化され、高齢者、障がい者、児童などの分野別の計画を「総合化」すること、また、その趣旨や性格から住民参加のもとに策定されるものとして、各自治体での計画策定が進められてきました。

本町では、2016（平成28）年3月に「大子町地域福祉計画（第1次）」、2021（令和3）年3月に「大子町地域福祉計画（第2次）」を策定し、様々な取り組みを展開してきました。

近年、少子高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、複数の分野にまたがる課題が生じています。例えば、高齢の親と50代のひきこもり等の子が同居することにより生じる問題（8050問題）や晩婚化により、介護と育児が同時期に発生する状態（ダブルケア）による課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、個人単位ではなく世帯単位で課題をとらえ、複合的に支援していくことなどが求められています。

こうした状況の中で、国では暮らしや社会構造の変化を踏まえ、様々な課題を抱えながらも、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう地域の住民同士が支え合い、地域をともに作っていくことのできる「地域共生社会」の実現を掲げています。

本町においては、こうした課題に対応するため、町と社会福祉協議会をはじめ、関係機関・団体の連携・協力のもと、「第3次大子町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）・第1次大子町地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）」を策定しました。

さらに、今回、地域福祉計画及び地域福祉活動計画において、新たに再犯防止の視点を組み込み、再犯防止推進計画を計画の一部として位置づけました。これは、再犯防止の取り組みが、住まいの確保、就労支援、社会的孤立の防止など、地域福祉が担う課題と共通する側面を多く有していることから、地域福祉施策と一体的に推進することが効果的であると考えたためです。

2 計画の根拠

①地域福祉計画及び再犯防止推進計画

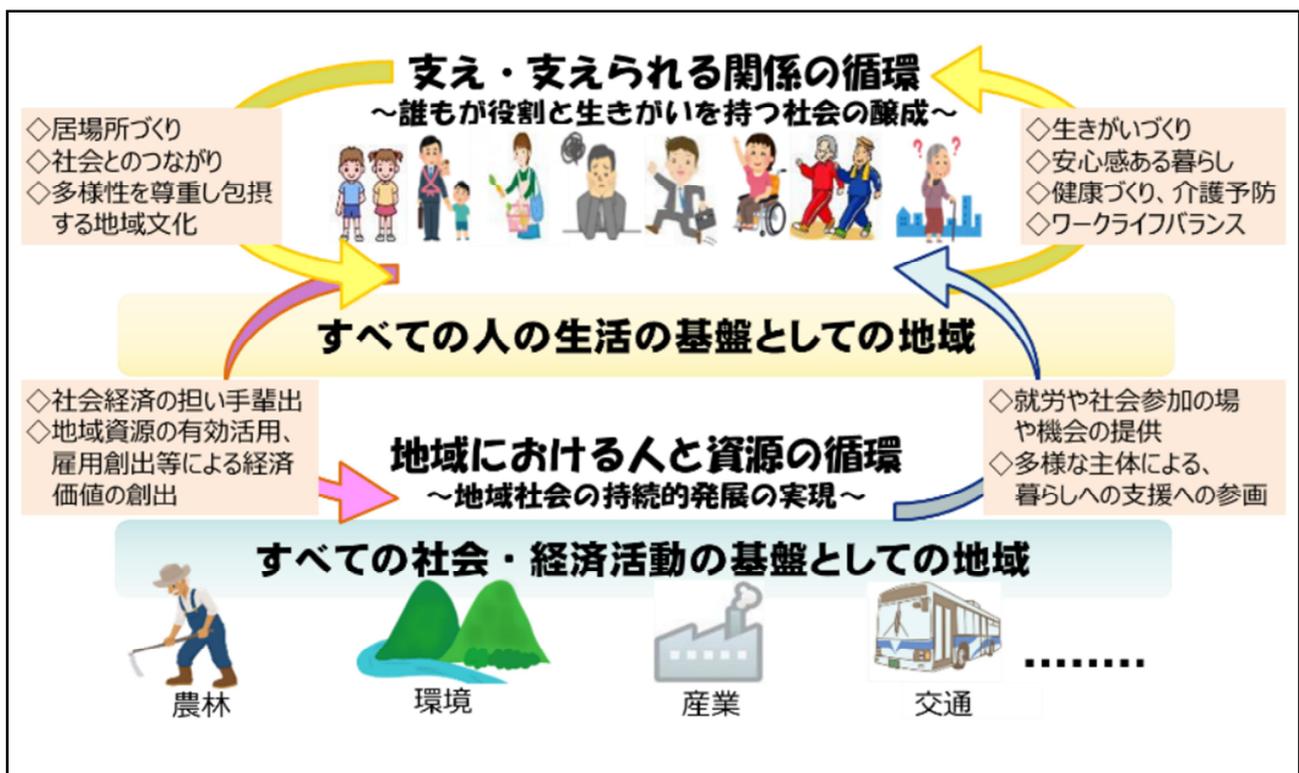
地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき、町が策定する計画です。この計画は、地域における福祉サービスの適切な利用促進、社会福祉事業の健全な発達、そして地域福祉に関する活動への住民参加の促進を主な内容としています。

また、再犯防止推進計画については、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項及び同法に基づく国の基本方針を踏まえ、町が策定するよう努めるものとされています。なお、本計画の対象者は、同法第 2 条第 1 項に規定する「罪を犯した人等」であり、犯罪を犯した人又は非行のある少年、若しくは非行少年であった人を指します。

②地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に基づき、社会福祉協議会が策定する活動計画です。この計画は、地域福祉の推進を目的として、民間の立場から策定する計画として位置付けられています。

地域共生社会のイメージ



資料：厚生労働省

■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める 計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■社会福祉法（抜粋）

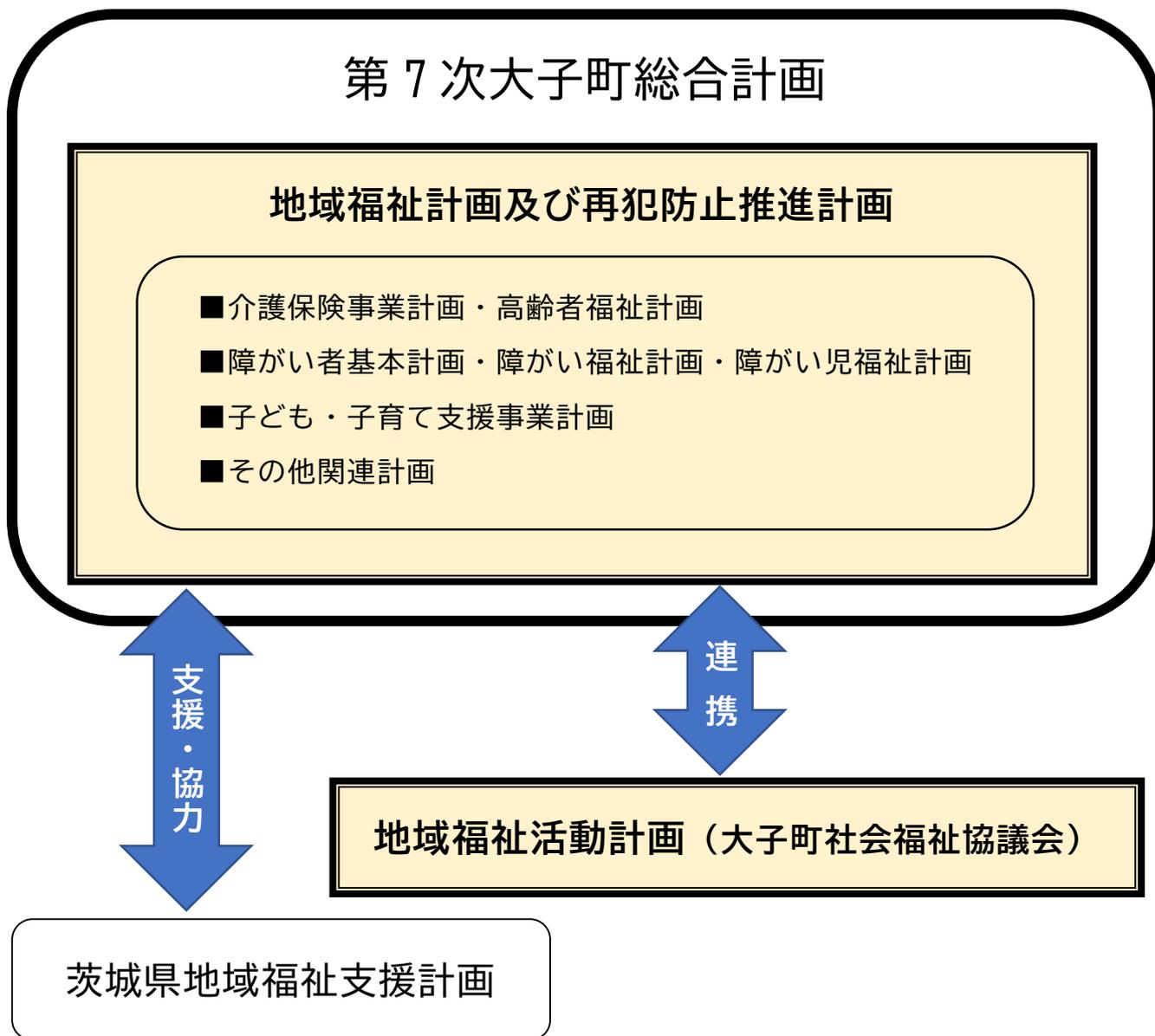
（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3 計画の位置付け

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、「茨城県地域福祉支援計画（第4期）」との整合性を保ちながら、本計画の上位計画である「第7次大子町総合計画」及び各下位計画との中位計画として位置付けています。



4 計画の期間

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

年度（令和）	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
年度（西暦）	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
大子町総合計画	基本構想 (第5次)	基本構想（第6次）				基本構想（第7次）			基本構想（第8次・予定）				
	基本計画 (第5次)	基本計画（第6次）				基本計画（第7次）			基本計画（第8次・予定）				
大子町 地域福祉計画 ※第3次から再犯防止 推進計画を含む	第1次 (2016～)	第2次				第3次							
大子町 地域福祉活動計画								第1次					
大子町 介護保険事業計画・高 齢者福祉計画	第7期	第8期			第9期		第10期（予定）			第11期 （予定）			
大子町 障がい者基本計画	第3次				第4次								第5次 （予定）
大子町 障がい福祉計画	第5期	第6期			第7期		第8期（予定）			第9期 （予定）			
大子町 障がい児福祉計画	第1期	第2期			第3期		第4期（予定）			第5期 （予定）			
大子町 子ども・子育て支援事業計画	第1期	第2期				第3期							第4期 （予定）



第2章

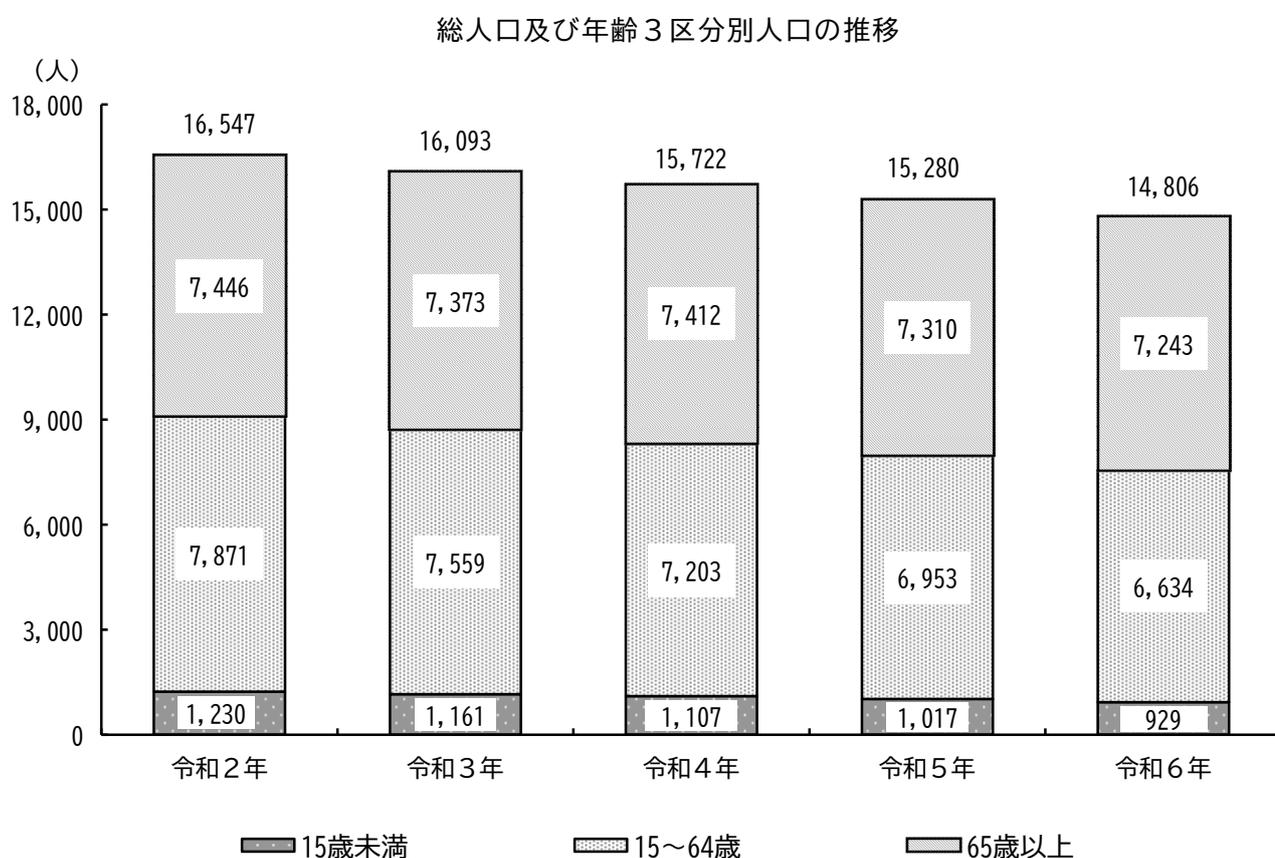
統計からみる大子町の現状

第2章 統計からみる大子町の現状

1 人口と世帯の状況

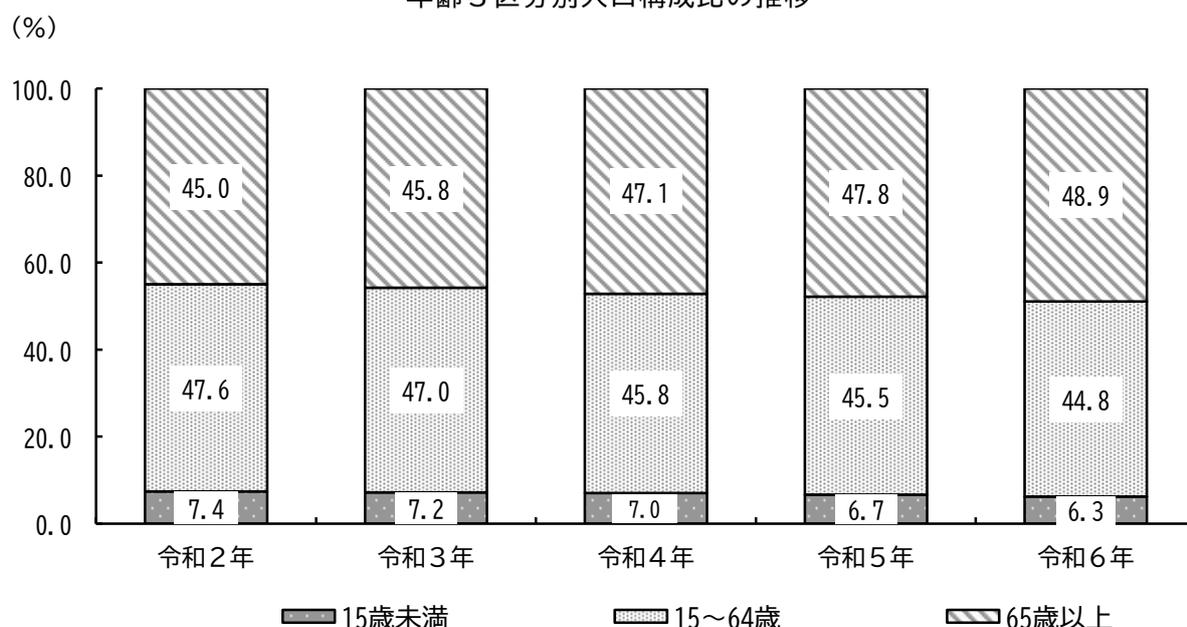
令和7年5月1日現在、本町の人口は14,264人であり、そのうち65歳以上の高齢者は7,156人となっています。高齢化率は50.17%で、町民の2人に1人が高齢者に該当し、県内で最も高い水準となっています。

年齢3区分の人口構成比の推移をみると、65歳以上の高齢者人口は増加傾向、15～64歳の生産年齢人口及び15歳未満の年少人口はいずれも減少傾向で推移しており、少子高齢化が進行している状況が表れています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

年齢3区分別人口構成比の推移



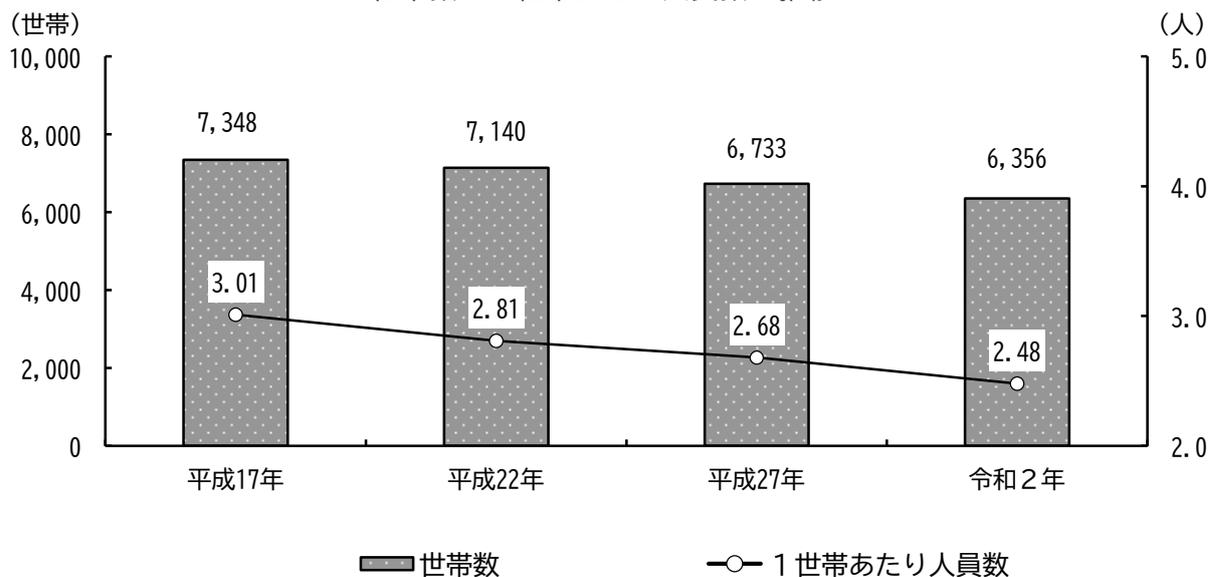
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 世帯数の推移

本町の世帯数の推移をみると減少が続いており、令和2年では6,356世帯となっています。

また、世帯あたりの人員数についても、減少傾向が続いています。

世帯数と1世帯あたり人員数の推移



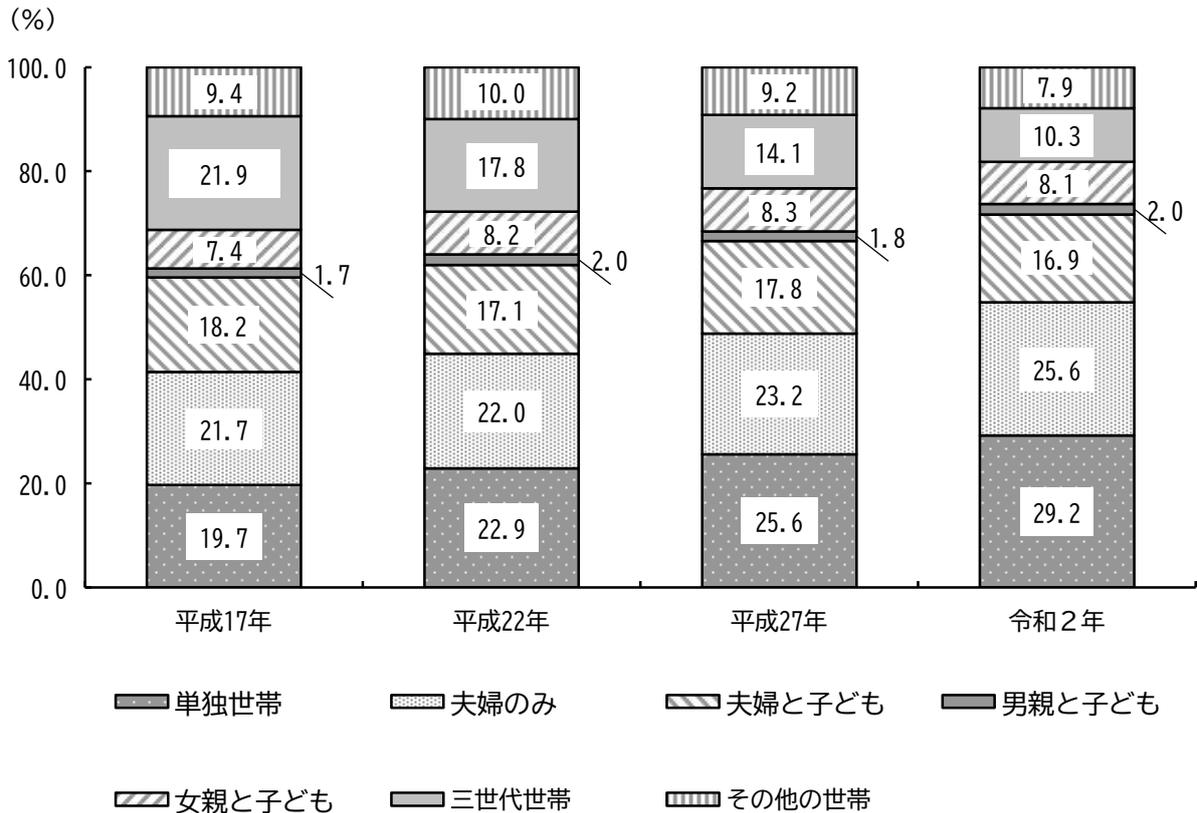
資料：国勢調査

3 世帯の種類

本町の世帯種類の構成をみると、三世帯世帯の割合の減少が目立っており、15年間で11.6ポイント減少しています。

核家族世帯については、夫婦と子どもの世帯の割合が減少し、夫婦のみの世帯の割合が増加しています。

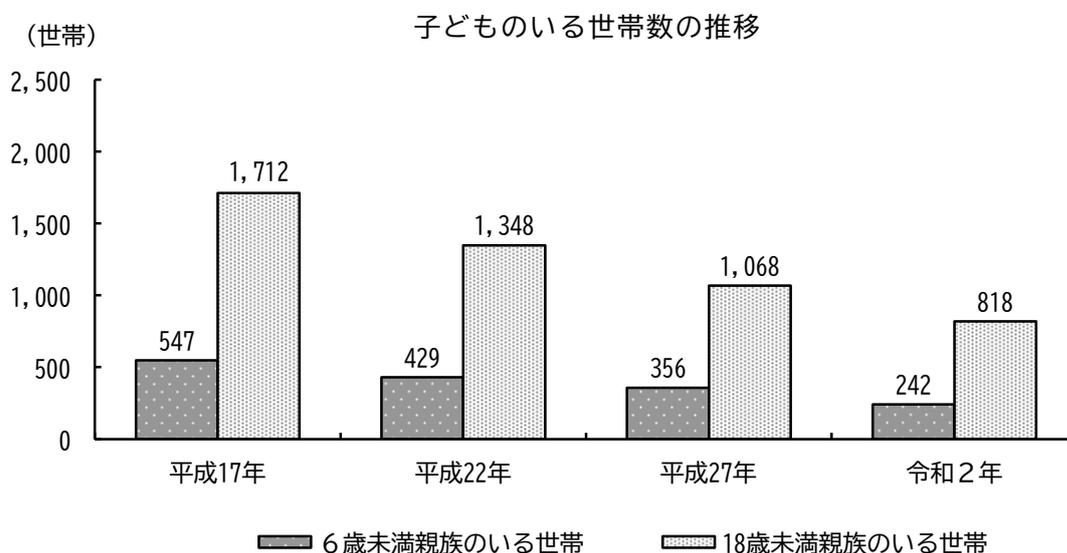
世帯類型による世帯数の推移



資料：国勢調査

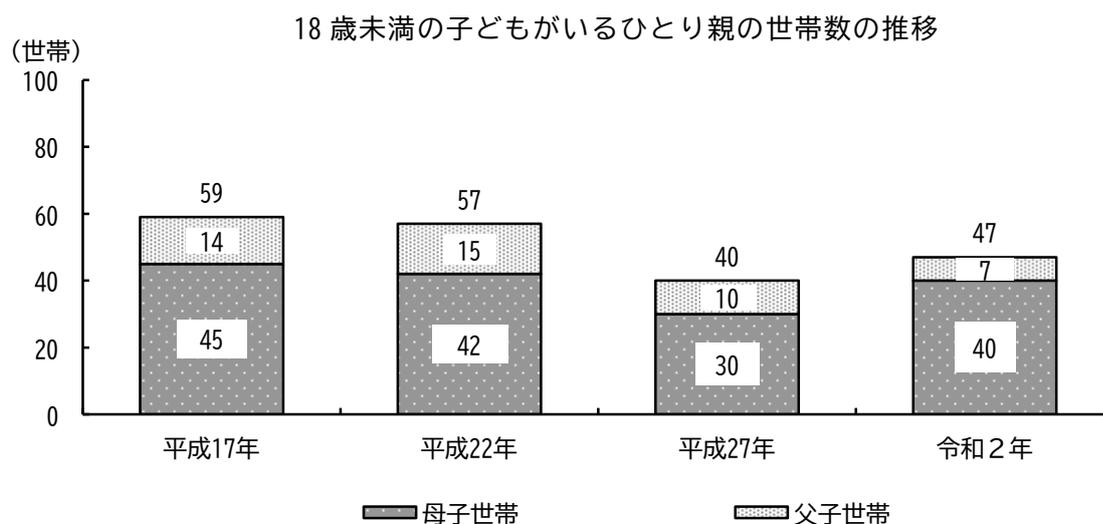
4 子どものいる世帯数

本町の子どもがいる世帯数の推移をみると、近年減少傾向にあり、令和2年では6歳未満親族のいる世帯は242世帯、18歳未満親族のいる世帯は818世帯となっています。



資料：国勢調査

また、18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯については減少傾向にあり、令和2年では、母子世帯40世帯、父子世帯7世帯の計47世帯となっています。

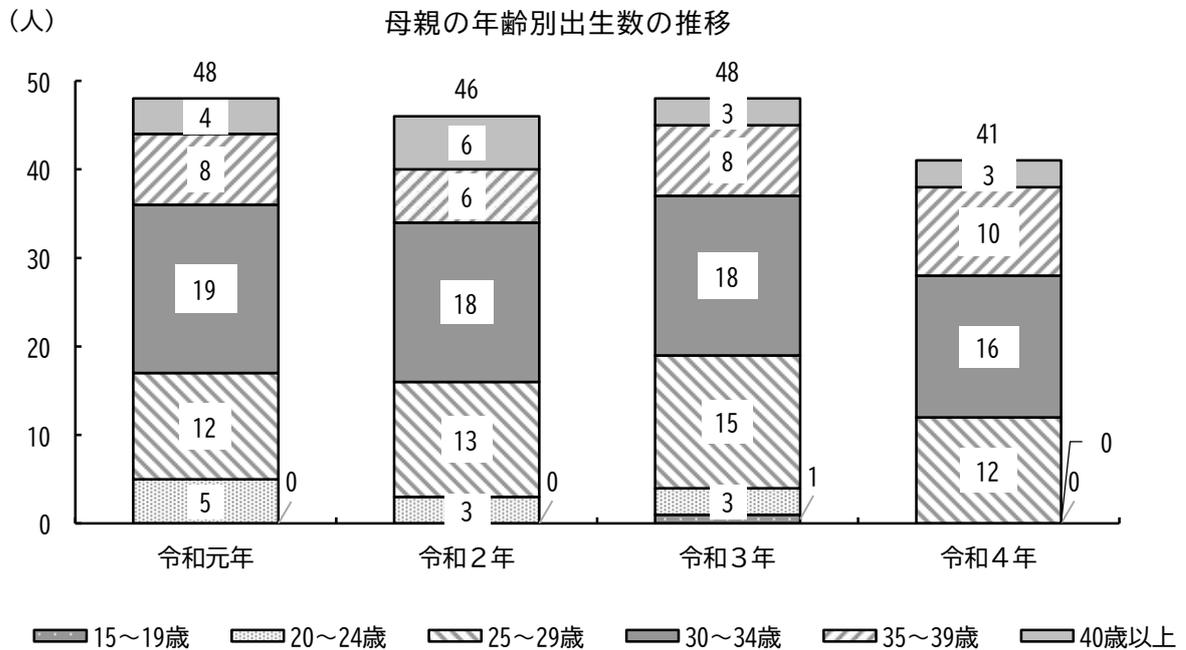


資料：国勢調査

5 出生の状況

(1) 出生数

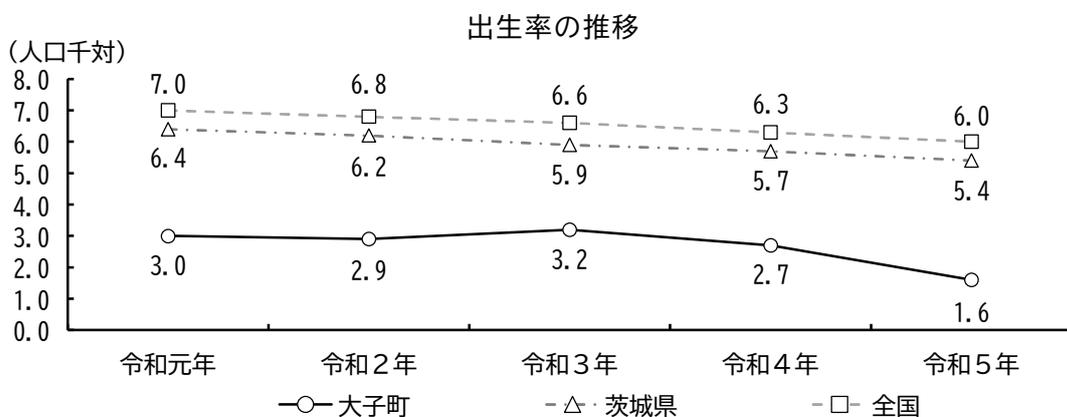
本町の出生数は減少傾向で推移しており、令和4年では41人となっています。また、母親の年齢別出生数は、各年齢ともほぼ横ばいで推移しています。



資料：茨城県人口動態統計（年齢不詳は除く）

(2) 出生率

本町の出生率は減少傾向で、すべての年で全国と茨城県の数値を下回っています。

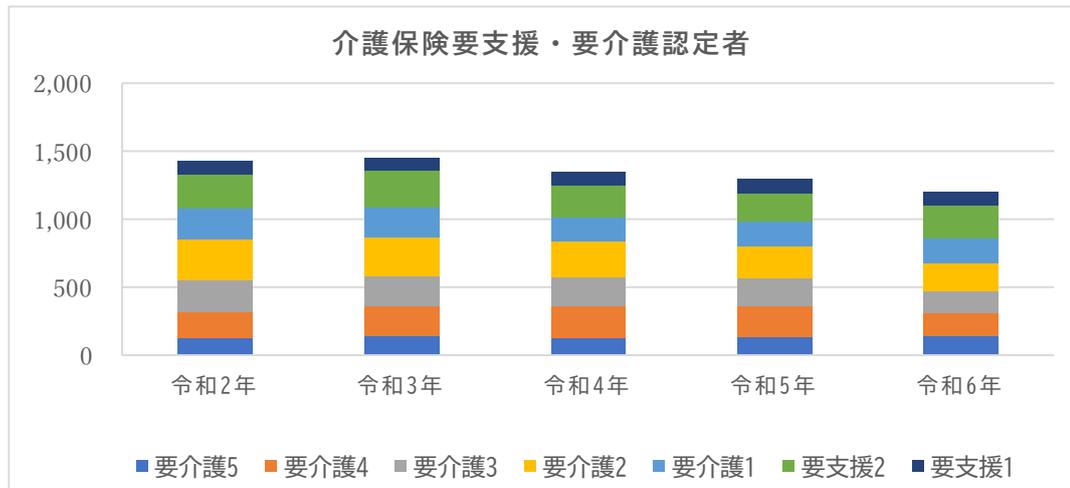


※ 出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたもの（人口千対）

資料：茨城県人口動態統計

6 要支援者・要介護認定者の状況

町の要介護認定者数は、平成 28 年 11 月にピーク（1,629 人）を迎え、年々緩やかな減少傾向がみられます。

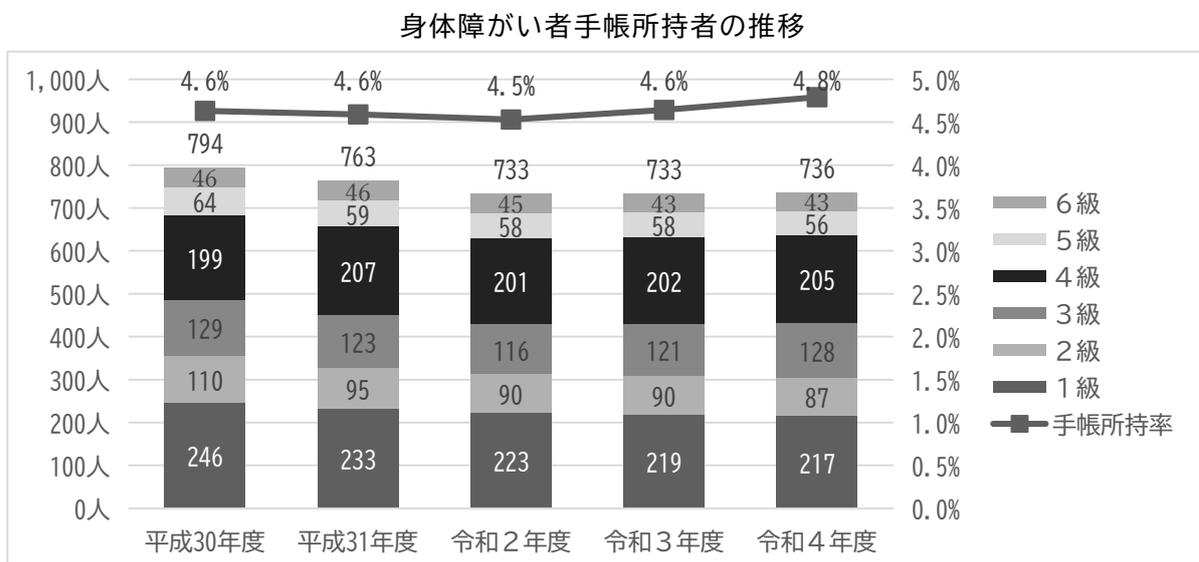


資料：大子町福祉課調べ（各年度末現在）

7 障がい者手帳所持者数の状況

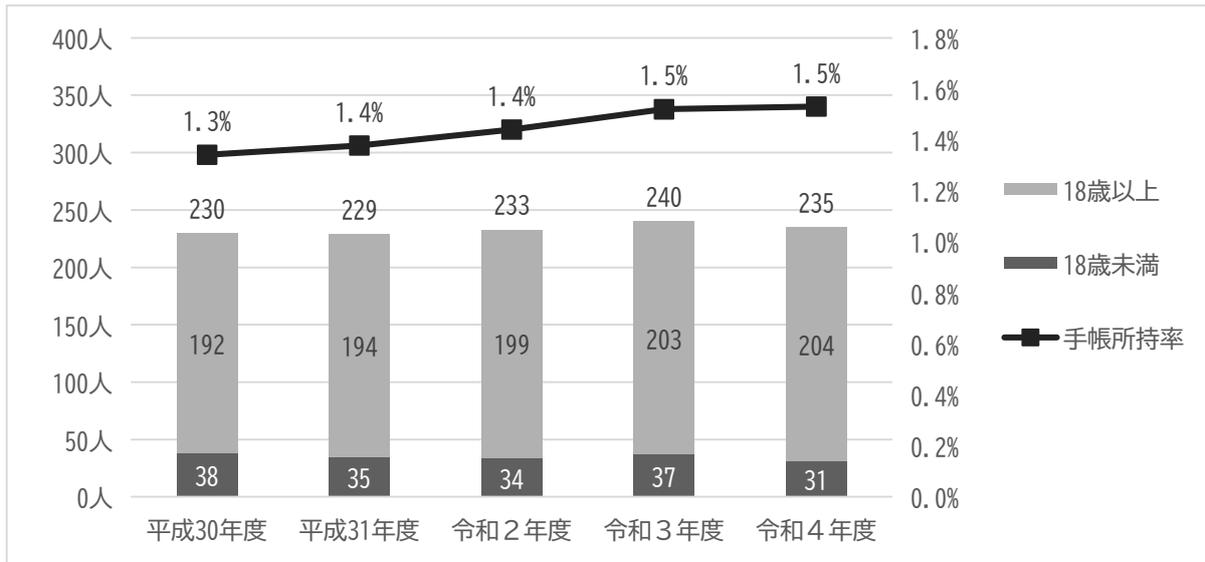
本町における障がい者手帳所持者数の推移は、障がい者手帳別で見ると、身体障がい者手帳では、平成 30 年度の 794 人から令和 4 年度は 736 人と概ね減少傾向であり、住民基本台帳人口における手帳所持率は令和 4 年度が 4.8%で、過去 5 年度は概ね横ばい又は微増となっています。

また、療育手帳所持者数では、平成 30 年度の 230 人から令和 4 年度は 235 人と微増で、手帳所持率は概ね上昇傾向がみられます。

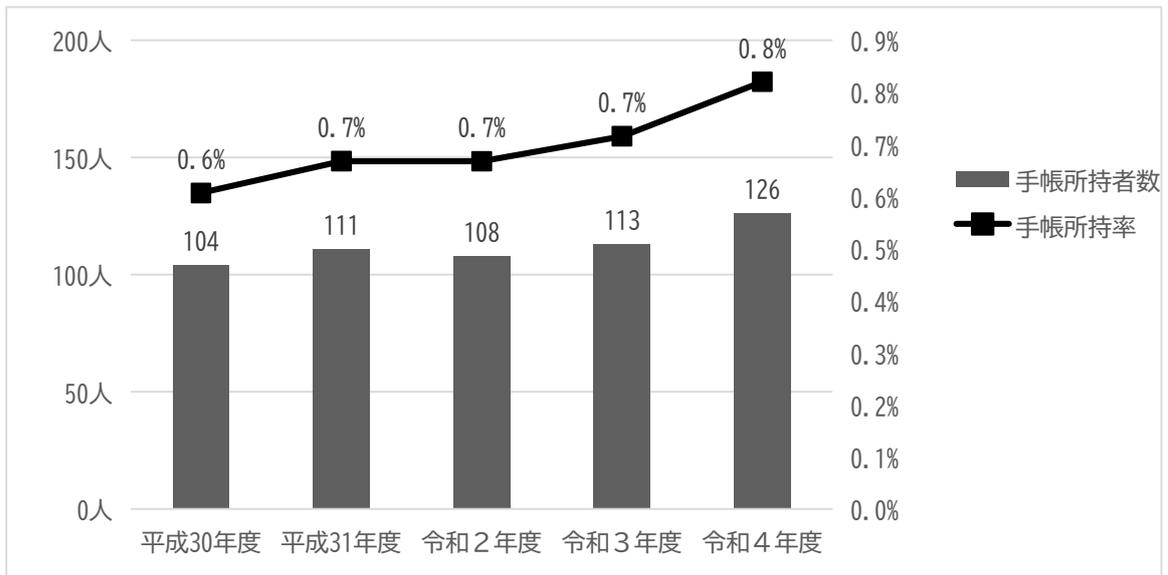


資料：大子町福祉課調べ（各年度末現在）

療育手帳所持者の推移



精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移



資料：大子町福祉課調べ（各年度末現在）

8 避難行動要支援者数の状況

本町における避難行動要支援者の新規登録者数は、令和2年度の332人から令和6年度は328人と、ほぼ横ばいで推移しています。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
登録者数	332人	410人	375人	360人	328人

9 被保護世帯・人員の状況

本町における被保護世帯・人員については、年々緩やかな減少傾向がみられます。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
世帯数	191世帯	189世帯	178世帯	167世帯	162世帯
人員	225人	230人	219人	207人	194人

各年度4月1日現在

10 地域の活動組織、社協会員数の状況

本町における単位老人クラブ、町社協が運営するボランティアセンター、町社協の会員数については、いずれも下表のとおり減少傾向にあります。

(1) 老人クラブについて

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
クラブ数	26団体	25団体	23団体	22団体	21団体
会員数	1,022人	961人	844人	788人	684人

(2) ボランティアセンター登録者について

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
ボランティアセンター	団体	16 団体 (225 人)	17 団体 (259 人)	17 団体 (233 人)	22 団体 (335 人)	18 団体 (291 人)
	個人	5 人	5 人	4 人	5 人	0 人
ボランティア連絡協議会	団体	14 団体 (205 人)	15 団体 (239 人)	14 団体 (207 人)	12 団体 (185 人)	10 団体 (157 人)
	個人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人

※ボランティア連絡協議会の団体・個人数は、ボランティアセンター登録団体・個人数に含まれています。

(3) 大子町社会福祉協議会の会員数について

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
一 般	5,220 件	5,122 件	5,079 件	4,985 件	4,904 件
特 別	154 件	143 件	107 件	101 件	86 件
法 人	3 件	3 件	3 件	3 件	0 件
そ の 他	46 件	50 件	49 件	47 件	50 件
合 計	5,423 件	5,318 件	5,238 件	5,136 件	5,040 件



第3章

アンケート結果からみる大子町の現状

第3章 アンケート結果からみる大子町の現状

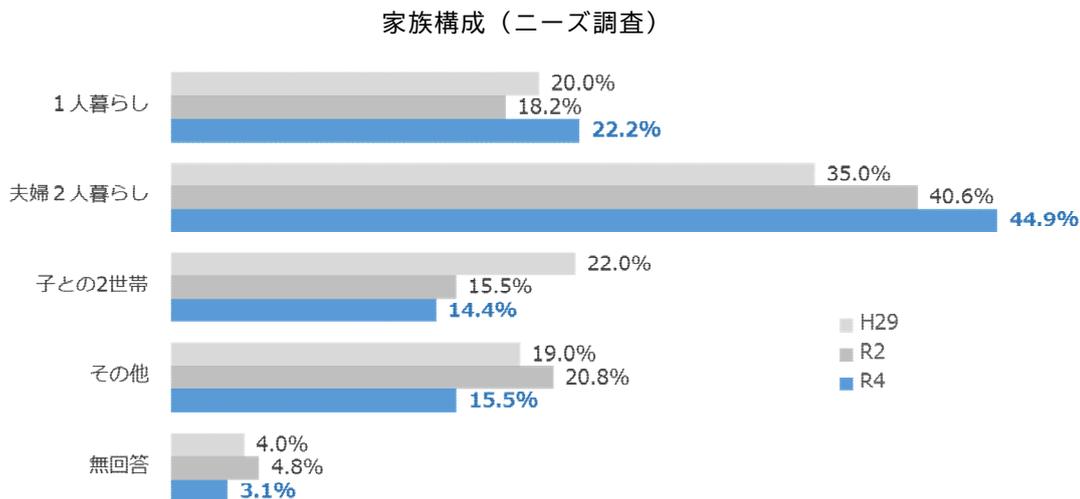
本計画では、「大子町第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」及び「大子町第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」並びに「第3期大子町子ども・子育て支援事業計画」の各計画策定の際に実施されたアンケートをもとに現状の分析を行いました。

1 大子町第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画におけるアンケート調査の概要

	名 称	対象者
①	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ※買い物実態調査含む。	町内の65歳以上の高齢者の方（要介護認定者を除く。） 【調査実施数】1,000人 【調査期間】令和4年12月13日～令和5年1月31日 【調査方法】郵送調査 【回収数】555人（回収率55.5%）
②	在宅介護実態調査	町内の要支援・要介護の認定を受け、在宅で生活している人 【調査実施数】96人 【調査期間】令和4年9月27日～令和5年4月28日 【調査方法】調査員調査（自宅を訪問しての聞き取り） 【回収数】96人（回収率100%）
③	大子町介護保険事業所等調査	町内で介護保険サービスの提供をしている法人等（医療機関を含む。歯科診療所を除く。） 【調査実施数】12（法人9、株式会社2、その他1） 【調査期間】令和5年3月1日～3月24日 【調査方法】郵送調査 【回収数】12（回収率100%）

(1) 家族構成

家族構成を見ると、1人暮らし高齢者の割合は、前回（令和2年実施）から4ポイント増加し22.2%（推計1,406人）となっています。また、夫婦2人暮らしの割合は、前回から4.3ポイント増加し44.9%（推計2,844人）となっており、前々回（平成29年実施）と比べると10ポイント近く増加しています。

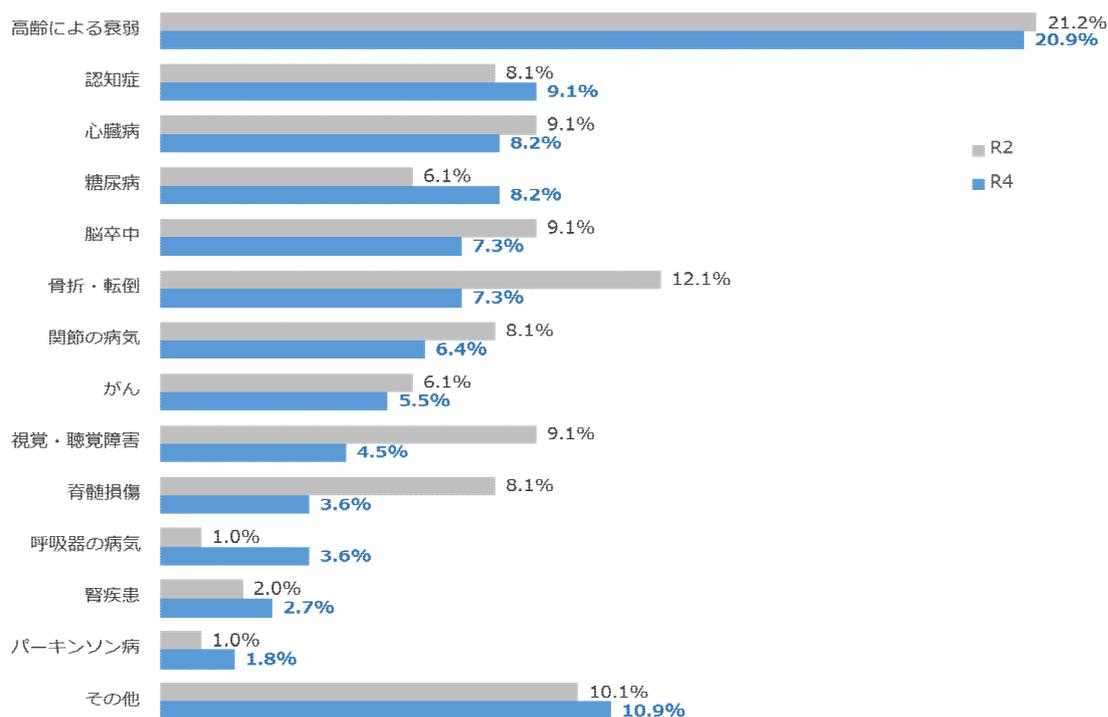


(2) 介護・介助が必要になった主な原因

普段の生活で誰かの介護・介助を必要としている人（推計880人）のうち介護・介助が必要になった主な原因を見ると、高齢による衰弱が最も多く（20.9%）、また、前回と比べて減少が大きかった項目は、順に、骨折・転倒（△4.8ポイント）、視覚・聴覚障がい（△4.6ポイント）、脊髄損傷（△4.5ポイント）となっています。このうち、最も減少が大きかった骨折・転倒に関し、その主な減少要因として、高齢者の住環境の改善による転倒リスクの軽減が挙げられます。

福祉用具貸与及び住宅改修のサービス利用者数は年々増加傾向にあり、手すりや歩行器の適切な利用、住宅改修による段差の解消等により、自宅での転倒リスクの軽減につながったと考えられます。また、在宅介護実態調査の結果からも、過去1年間に転んだ経験がない人の割合が増加しています。

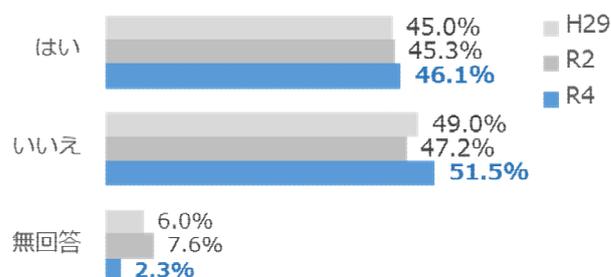
介護・介助が必要になった主な原因（ニーズ調査）



(3) 物忘れが多いと感じる人の割合

物忘れが多いと感じますかという質問に対し「はい」と答えた人の割合は46.1%（推計 2,920 人）で、前回及び前々回と比べてわずかに増加（それぞれ +0.8 ポイント、+1.1 ポイント）しており、県内他市町村と比較しても高い状況にあります。また、「いいえ」と答えた人の割合は、前回及び前々回と比べて増加（それぞれ+4.3%ポイント、+2.5 ポイント）しているものの、県内他市町村と比較すると依然として低い状況にあります。

物忘れが多いと感じますか（ニーズ調査）



(4) 趣味

趣味はありますかという質問に対し「ある」と答えた人の割合は65.2%（推計4,129人）で、前回と比べてわずかに増加（+0.8ポイント）していますが、県内他市町村と比較すると低い状況にあります。趣味の内訳は、多いものから順に、「園芸・庭いじり・ガーデニング」（推計650人）、「裁縫・編み物・手芸」及び「農業」（推計491人）、「ゴルフ」（推計411人）となっています。

趣味（ニーズ調査）

趣味	回答者数（人）	推計者数（人）※2
園芸・庭いじり・ガーデニング	57	650
裁縫・編み物・手芸	43	491
農業	43	491
ゴルフ	36	411
読書	28	320
グラウンド・ゴルフ	28	320
旅行、ドライブ	23	262
音楽鑑賞	18	205
キャンプ、ハイキング、登山	14	160
釣り	14	160
ジム、ジョギング、ウォーキング、ランニング	13	148
カラオケ	12	137
絵画・彫刻の制作	12	137
陶芸・工芸	7	80
写真の撮影・プリント	7	80
仕事	7	80
日曜大工	6	68
クロスワード、クイズ	6	68
スポーツ観戦※1	5	57
TV番組鑑賞	5	57
コーラス・音楽	5	57
映画館での映画鑑賞	4	46
楽器の演奏	4	46
書道	4	46
茶道	4	46
料理・菓子作り	4	46
盆栽	4	46
囲碁	4	46
パチンコ	4	46
生き物鑑賞・飼育	4	46
詩・和歌・俳句・小説等の創作	3	34
将棋	3	34
クロケ、ゲートボール	3	34
水泳	3	34
太極拳	3	34
勉強	3	34
美術鑑賞※1	2	23
演芸・演劇・舞踊鑑賞※1	2	23
洋舞・社交ダンス	2	23
華道	2	23
その他	5	57

※1 テレビ・スマートフォン・パソコン等は除く

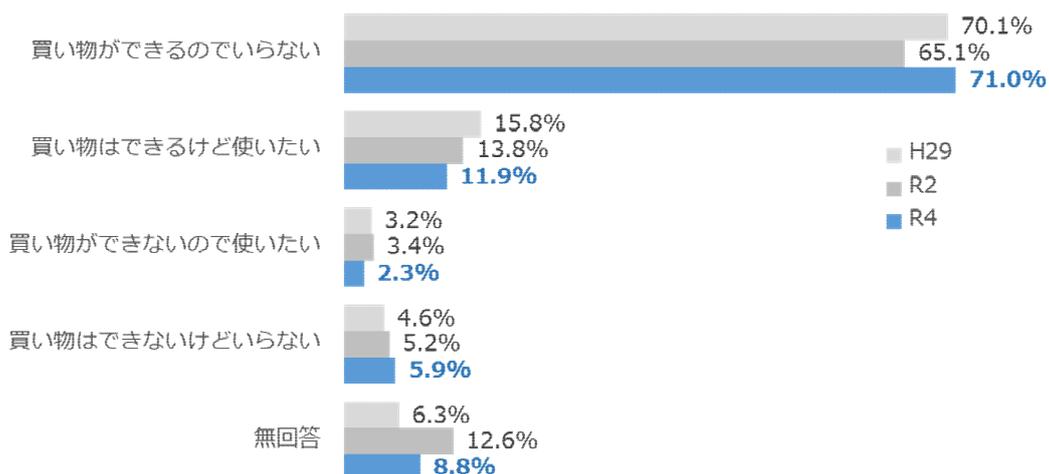
※2 推計者数=回答者数×ニーズ調査の全対象者数6,333人/ニーズ調査の回収数555人

(5) 買い物支援サービス

買い物支援サービスを使いたいですかという質問に対し「買い物ができないので使いたい」と答えた人の割合は2.3%（推計146人）で、前回よりも1.1ポイント減少しました。また、買い物ができる・できないに関わらず「使いたい」と答えた人の割合は減少傾向にあり、「いらぬ」と答えた人の割合は増加傾向にあります。

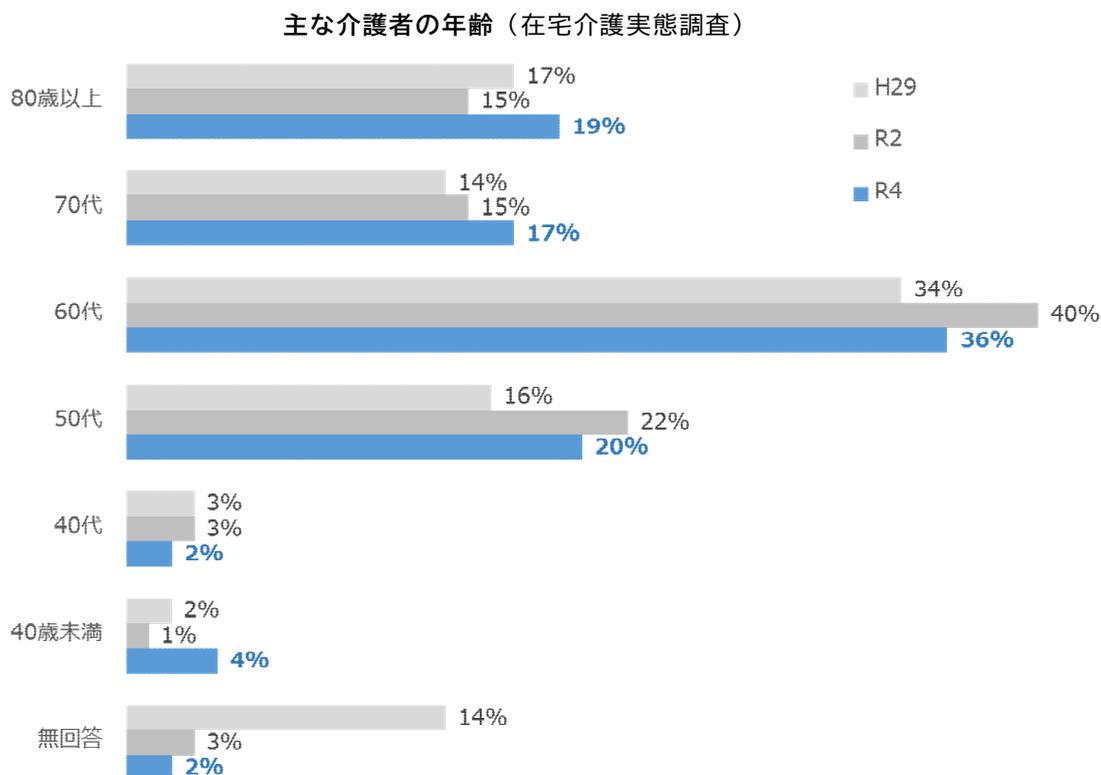
一方で、普段から高齢者と現場で接する専門職からは、「高齢者の声を聞く限り、町の買い物支援サービスのニーズは少なくない」といった意見が挙がっています。また、「買い物はできないけどいらぬ」と答えた人（推計375人）の中には、自分で買い物をすることをあきらめている人や食事の準備を家族に任せているため買い物意欲そのものが衰えている人等がいる可能性があります。しかし、介護保険制度の基本的な考え方である「自立支援」や「QOL（生活の質）向上」の観点から「買い物をする」という行為は、「自分で献立を考え、食材を買い、料理し、食べる」という一連の流れの中にあります。こうした流れを自分で組み立てて生活するためにも買い物支援サービスは重要であり、引き続き、必要なサービスの在り方等について検討する必要があります。

買い物支援サービスを使いたいですか（ニーズ調査）



(6) 主な介護者の年齢

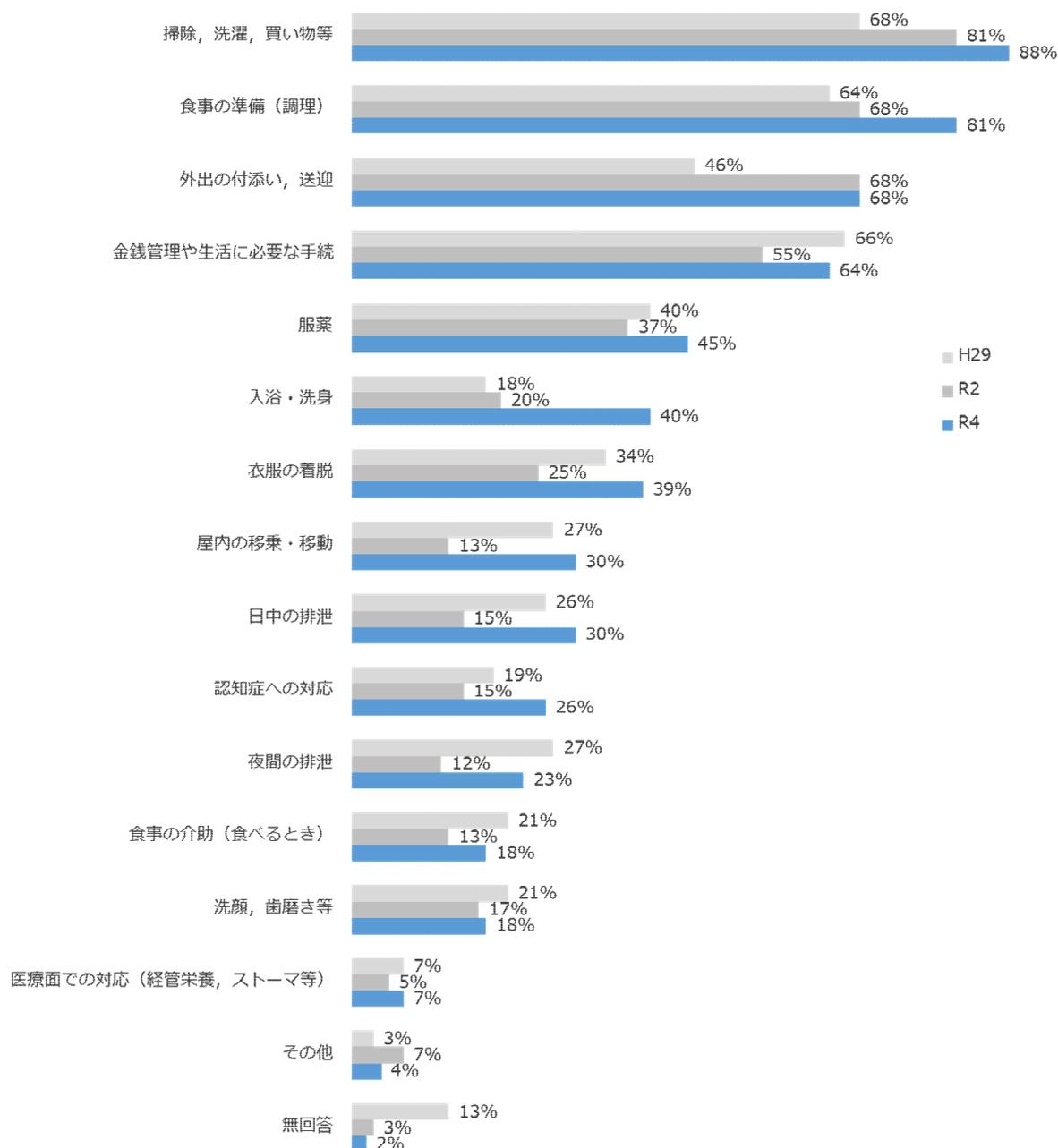
主な介護者（介護する側）の年齢は、60代が36%（推計306人）で最も多くなっています。また、60代以上の割合は72%で、前回（70%）より2ポイント、前々回（65%）より7ポイント増加しました。



(7) 介護者が行っている主な介護

主な介護者に対し、現在、行っている主な介護は何ですかという質問に対しては「掃除、洗濯、買い物等」と答えた人の割合が88%（推計755人）で最も多く、次いで「食事の準備（調理）」が81%（推計694人）で、どちらも前々回から増加傾向にあります。

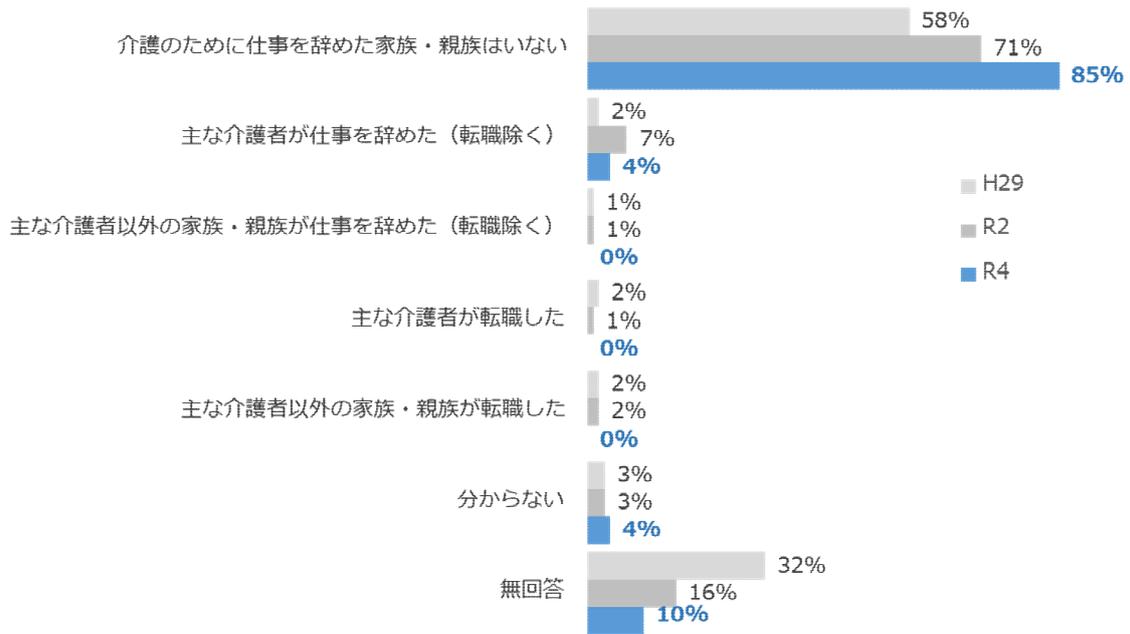
介護者が行っている主な介護（在宅介護実態調査）



(8) 介護離職

家族や親戚の中に（家族の介護を理由に）過去1年の間に仕事を辞めた人はいますかという質問に対し「主な介護者が仕事を辞めた」と答えた人の割合は4%（推計39人）で、前回よりも3ポイント減少しました。また、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と答えた人の割合は85%で、前々回から増加傾向にあります。

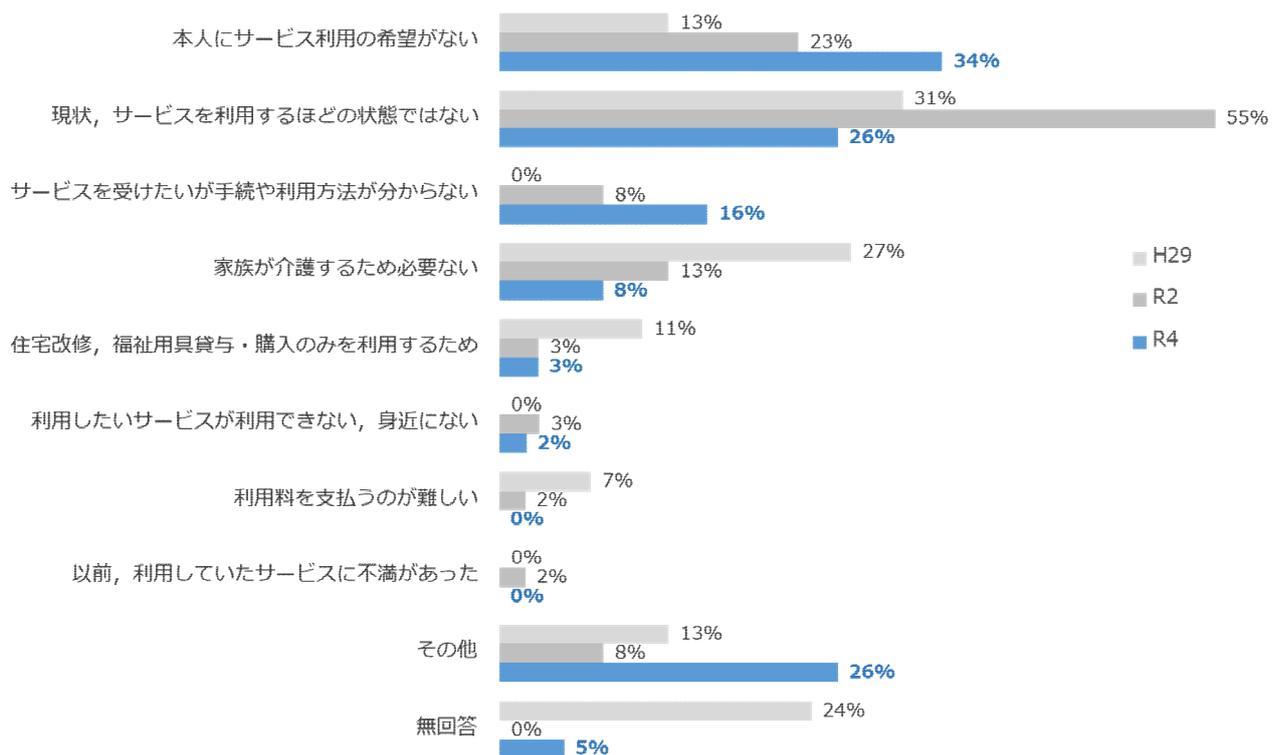
過去1年間の（家族等の介護を理由とした）離職者等（在宅介護実態調査）



(9) 介護サービスを利用しない理由

(住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の) 介護サービスを利用していない理由は何ですかという質問に対し「本人にサービス利用の希望がない」と答えた人の割合が34%で最も多く、前々回から増加傾向にあります。また、「サービスを受けたいが手続や利用方法が分からない」と答えた人の割合は16%で、こちらも前々回から増加傾向にあります。一方で、「家族が介護するため必要ない」と答えた人の割合は8%で、こちらは前々回から減少傾向にあります。同様に「利用したいサービスが利用できない、身近にない」と答えた人の割合は2%で、前回から僅かに減少しています。

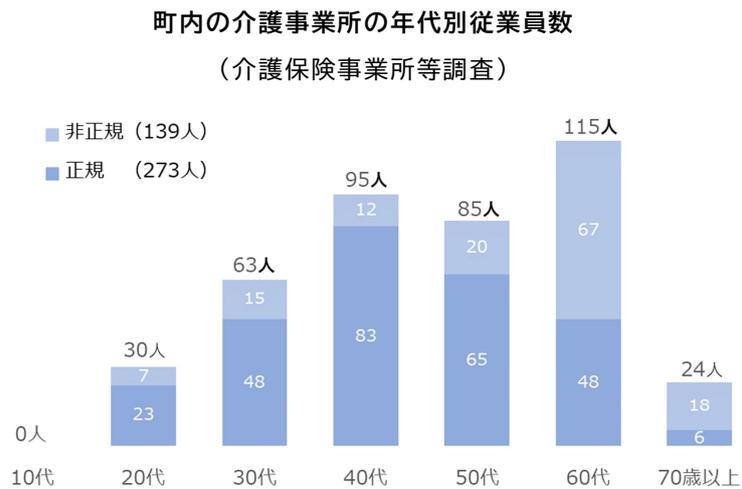
介護サービスを利用しない理由（在宅介護実態調査）



(10) 介護事業所の従業員数

町内の介護事業所に勤務する従業員の数は、令和5年3月現在412人で、このうち約3人に1人が非正規職員という状況です。年代別に見ると、60代が115人で最も多く、50代以上が全体の半数以上（54%）を占めています。

また、令和2年に実施した前回調査（469人）と比べると、12.2%（年平均4.1%）減少しています。



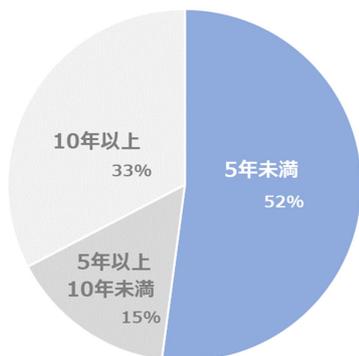
(11) 採用者数及び離職者数

令和4年3月1日から令和5年2月28日までの1年間における職員の採用者数の合計は31人で、離職者数の合計は49人でした。当該期間中における職員数は、18人減少しています。

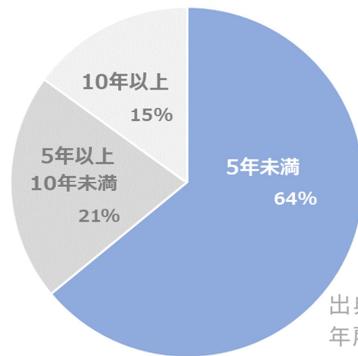
(12) 離職者の勤続年数

離職者の勤続年数を見ると5年未満が約半数(52%)を占めています。日本の福祉関連業種の勤続期間別離職者数(雇用動向調査)と比較すると勤続年数が5年未満の離職者の割合は、町より12ポイント高い64%であることから本町における勤続年数5年未満の介護関係者の離職率は比較的低い状況であると言えます。

勤続期間別離職者割合
(介護保険事業所等調査)



勤続期間別離職者割合
(厚生労働省 雇用動向調査)

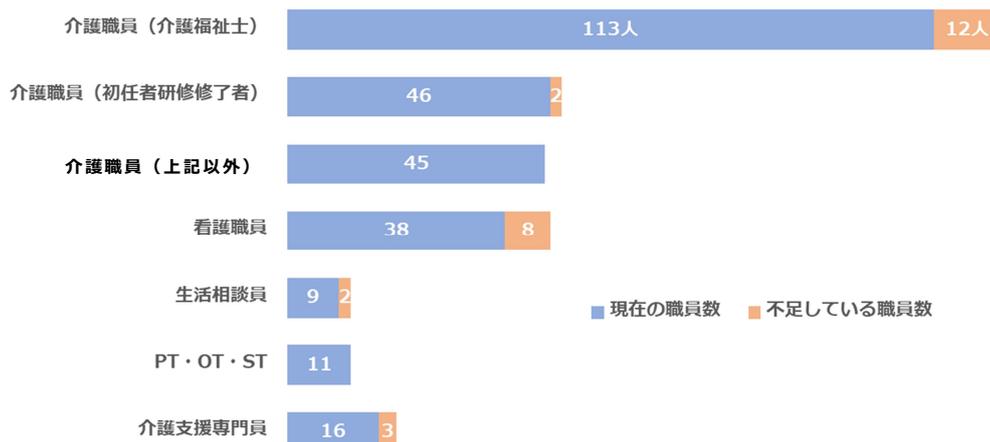


出典 | 厚生労働省 令和4年雇用動向調査 第33表。社会保険・社会福祉・介護事業(産業分類)の一般労働者とパートタイム労働者の男女の計

(13) 職種別不足職員数

事業所が、現在、不足していると感じている職員の数について、介護職・医療職等の職種別に見てみると介護福祉士が最も多く12人、次いで看護職員8人となっています。また、割合としては生活相談員が18%で最も多く不足しています。

全体的に見ると現在の職員数278人に対して27人(9%)不足しており、これは、厚生労働省が公表した令和5年度時点の日本全体の介護職員不足割合(約9.4%)とほぼ一致しています。

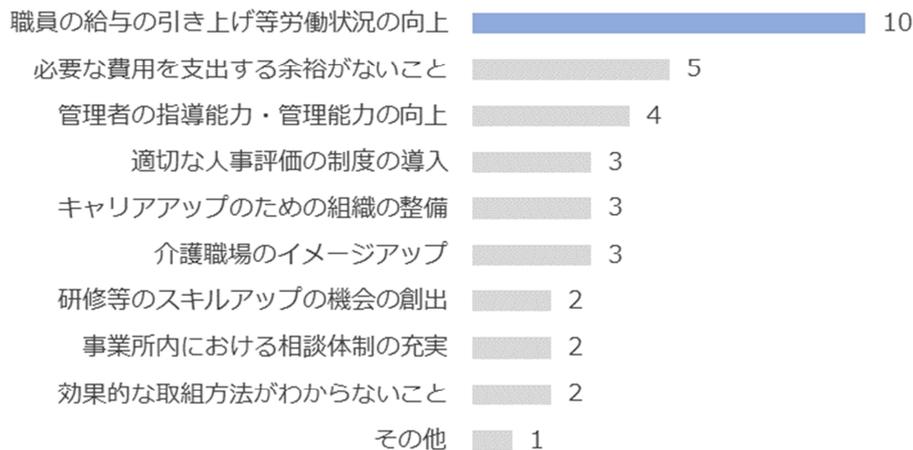


(14) 職員の定着及び確保を図るための取組における課題

職員の定着及び確保を図るための取組において課題となっていることは何かという質問に対し、12事業所中10事業所が「職員の給与の引き上げ等労働状況の向上」と回答しています。

職員の定着及び確保を図るための取組における課題（介護保険事業所等調査）

(複数回答可)

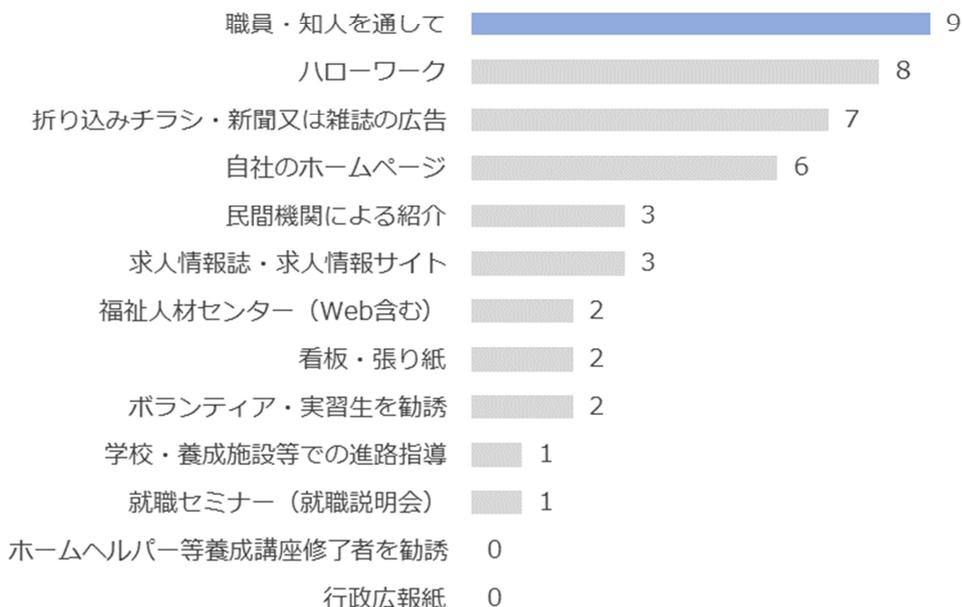


(15) 職員募集を行う際の手段や媒体

職員の募集を行う際の手段や媒体は何かという質問に対し「職員・知人を通して（9件）」と回答した事業所が最も多く、次いで「ハローワーク（8件）」、「折り込みチラシ・新聞又は雑誌の広告（7件）」となっています。

職員募集を行う際の手段や媒体（介護保険事業所等調査）

(複数回答可)



(16) 外国人人材

外国人人材に対してどのように考えていますかという質問に対しては「(採用を) 検討していない」との回答が約半数であるのに対し、「検討している」又は「今後、必要である」との回答も約半数ありました。

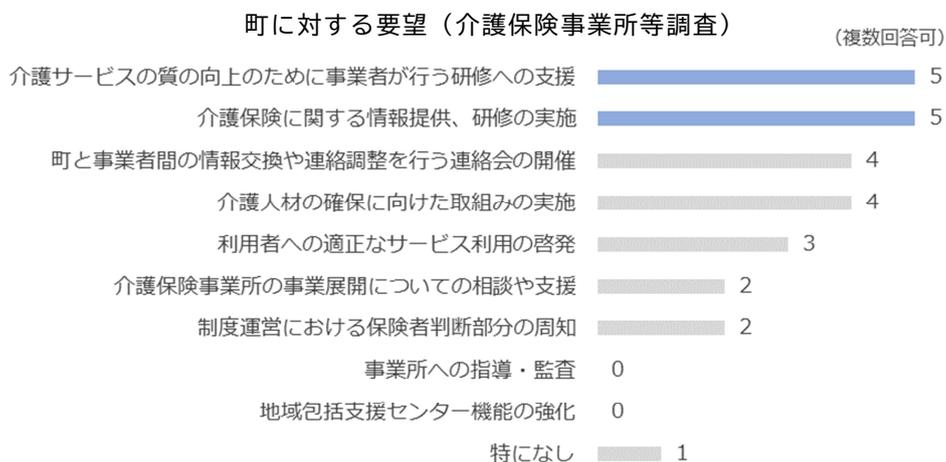
また、外国人人材に関して町にどのような支援を求めますかという質問に対しては、「受入経費の助成」、「(事業所に対する) 説明会、(外国人に対する) 相談会、日本語教室、町民交流会等のイベントの開催」、「(外国人でも賃貸可能な) 空き家バンクの物件数の増加」等の意見がありました。

(17) 今後の経営方針

大子町第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画における経営方針に関する質問に対し、「現状維持」と回答した事業所が8割近くを占め、「事業縮小を考えている」と回答した事業所及び「事業拡大を考えている」と回答した事業所がそれぞれ1ずつありました。また、事業縮小を考えている理由としては、「介護報酬単価が低く利益が見込めないこと」及び「事業の運営に必要な職員を確保できないこと」が挙げられました。

(18) 町に対する要望

町に対する要望に関する質問において、「介護サービスの質の向上のために事業者が行う研修への支援」及び「介護保険に関する情報提供、研修の実施」と回答したのが5事業所で最も多い状況でした。このほか、「事業所ごとの役割分担や事業所同士の協力体制の確保に向けた調整」といった意見がありました。

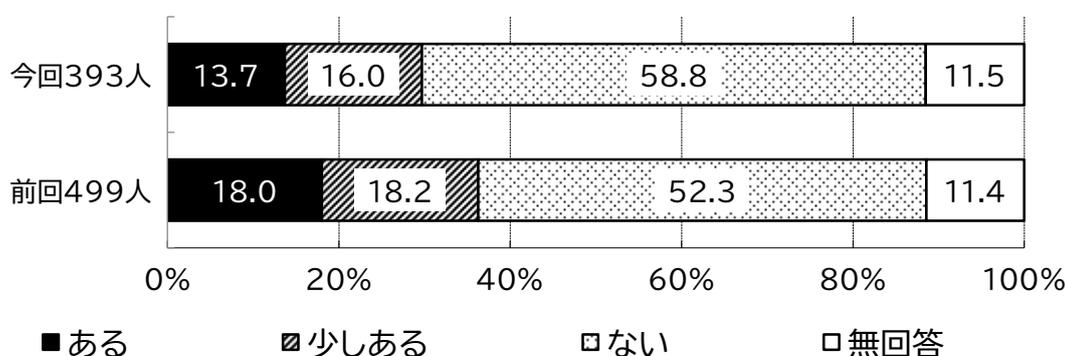


2 大子町第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画におけるアンケート調査の概要

名 称	対象者
福祉に関するアンケート調査	町内の障がい者手帳所持者等 【調査実施数】888人 【調査期間】令和5年9月28日～10月16日 【調査方法】郵送調査 【回収数】393人（回収率44.3%）

(1) 障がい者への理解について

【設問1】障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをすること



〈手帳の種別〉

	回答者数	ある	少しある	ない	無回答
全体	393	13.7%	16.0%	58.8%	11.5%
身体障害者手帳	264	9.1%	14.0%	67.1%	9.8%
療育手帳	70	18.6%	27.1%	41.4%	12.9%
精神障害者保健福祉手帳	52	28.8%	17.3%	46.2%	7.7%
いずれも持っていない	14	35.8%	7.1%	35.7%	21.4%

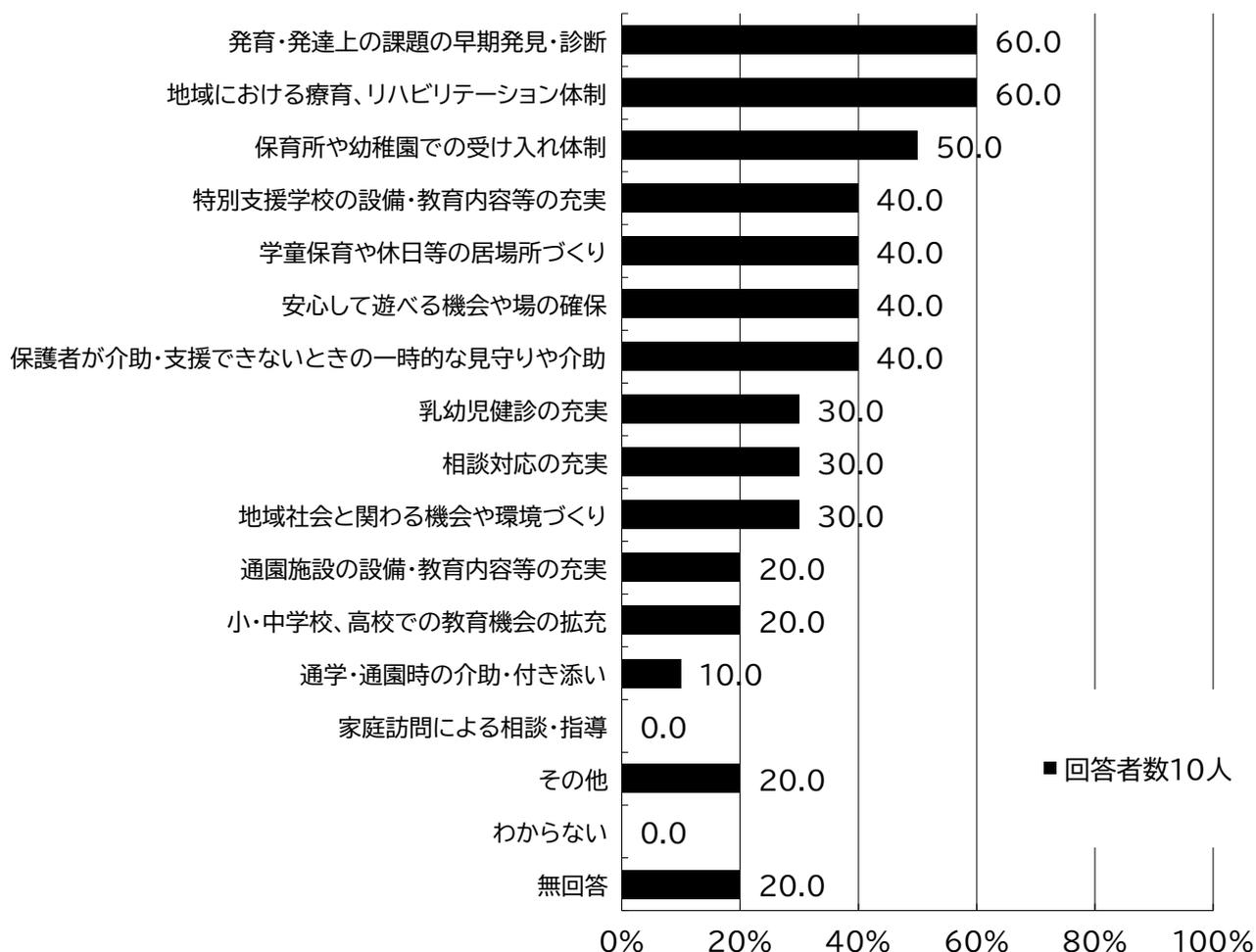
〈身体障がいの種別〉

	回答者数	ある	少しある	ない	無回答
全体	393	13.7%	16.0%	58.8%	11.5%
視覚障がい	14	7.1%	21.4%	57.2%	14.3%
聴覚障がい	13	7.7%	23.1%	61.5%	7.7%
音声・言語・そしゃく機能障がい	9	22.2%	44.5%	33.3%	0.0%
肢体不自由	105	12.4%	15.2%	61.9%	10.5%
内部障がい（上記以外）	104	4.8%	10.6%	79.8%	4.8%

外見からはわかりづらい障がい種別をはじめ、障がいについて住民の理解を深める取組が不可欠です。

(2) 障がい児への施策について

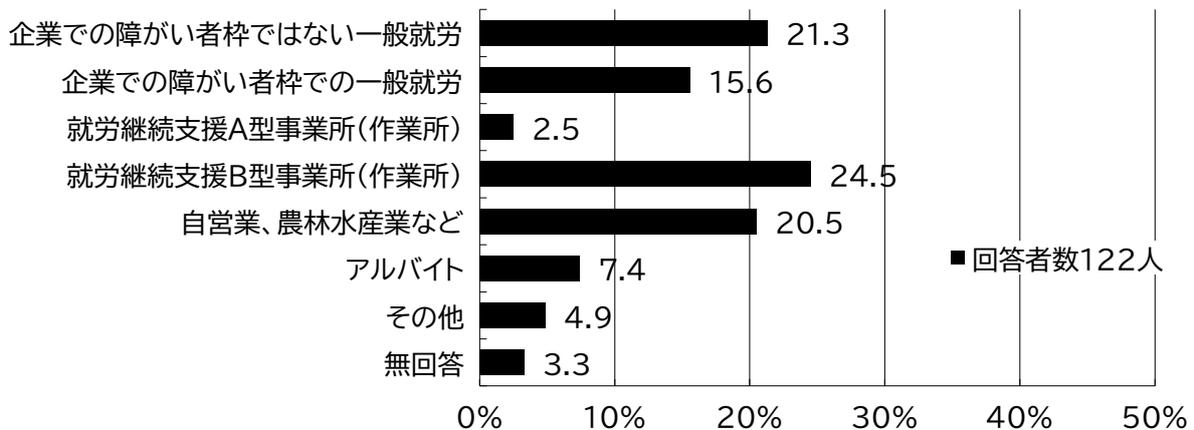
【設問 2】障がいのある子どものために、特に重要と思うもの（18歳未満が回答）



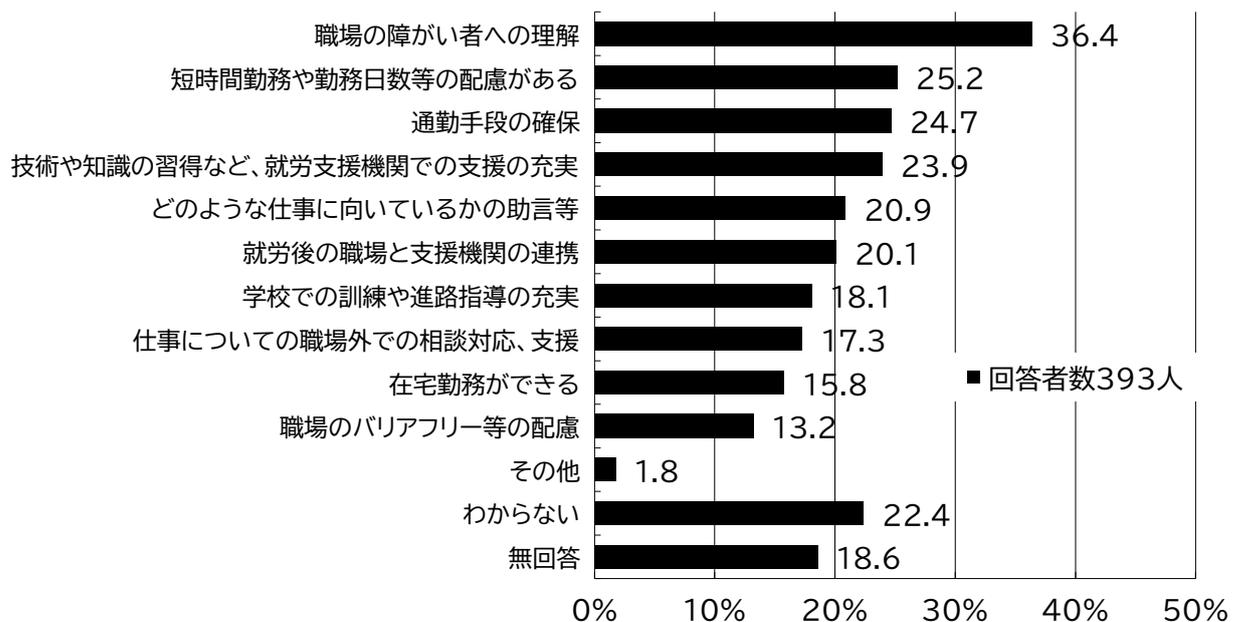
障がい児への施策で重視されているものは、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」、「地域における療育、リハビリテーション体制」が上位2つで、次いで「保育所や幼稚園での受け入れ体制」と続いています。

(3) 障がい者の就労について

【設問 3】 障がい者の就労形態（18歳以上で「働いている」と回答した人）



【設問 4】 障がい者の就労で必要なこと



障がい者の就労形態は、就労継続支援A型・B型、一般就労、自営業や農林水産業など様々となっています。必要な就労支援は「職場の障がい者への理解」が最上位で、他の回答よりも高い回答率となっており、就労面では障がいへの理解促進が依然として大きな課題であることがわかります。

【就労継続支援A型とは？】

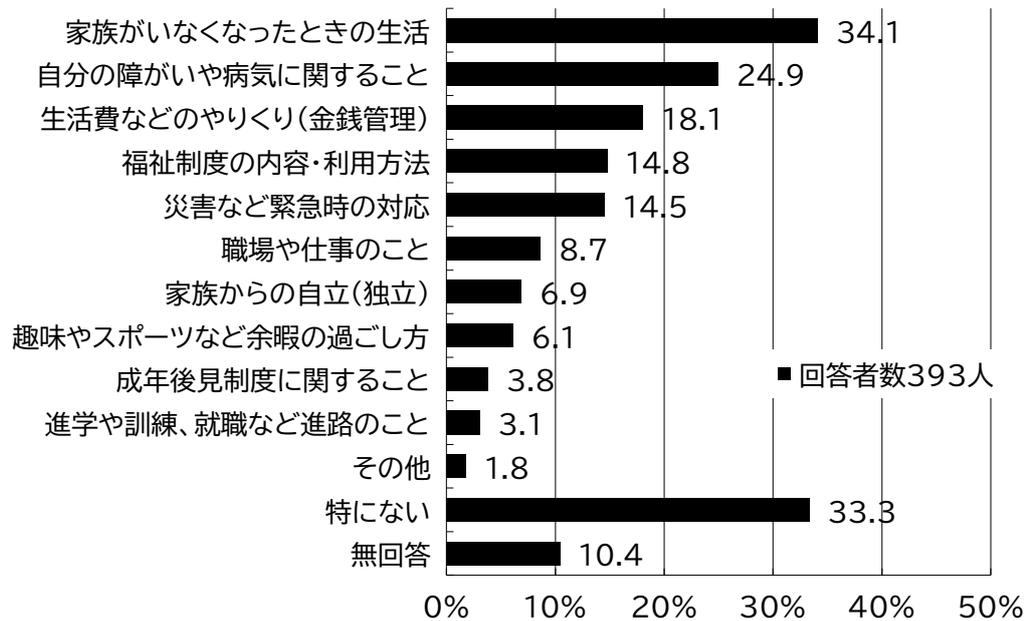
→障がいや病気などの理由で、一般就労が難しい方を対象とした障がい福祉サービス（就労系サービス）。事業所と雇用契約を結ぶため、最低賃金が保証される。体調や障がいに配慮があれば、一定時間の勤務が可能で、安定して働ける方が対象。

【就労継続支援B型とは？】

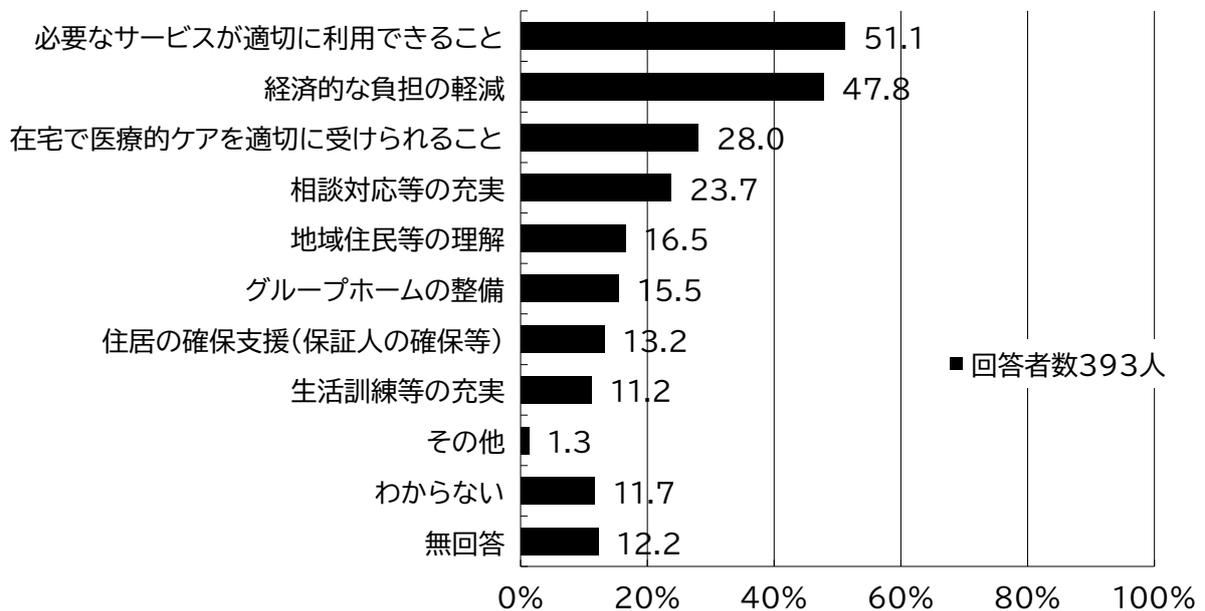
→障がいや病気などの理由で、一般就労が難しい方を対象とした障がい福祉サービス（就労系サービス）。雇用契約は無く、働いた分に応じて工賃が支払われる。就労継続支援A型や一般就労が難しい方が対象。

(4) 地域で生活するための支援等について

【設問 5】 悩んでいることや困っていること



【設問 6】 地域で生活するために必要な支援



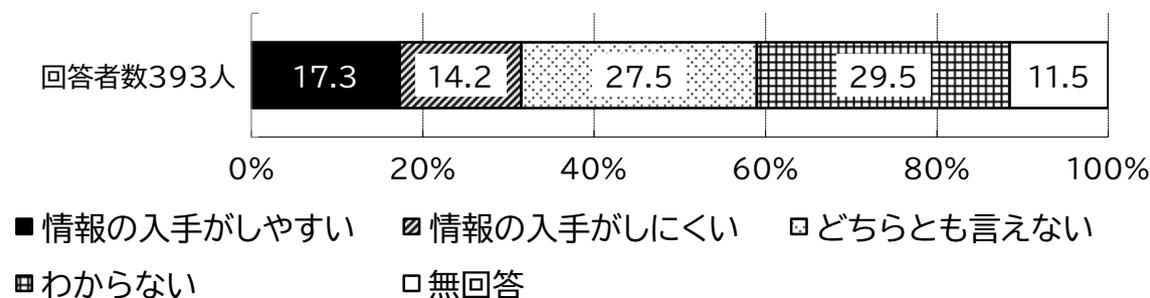
悩んでいることや困っていることは「家族がいなくなったときの生活」が最上位であり、地域で生活するために必要な支援としては「必要なサービスが適切に利用できること」と「経済的な負担の軽減」が上位2つで、「在宅で医療的ケアを適切に受けられること」も上位にあがっています。

親亡き後などへの不安等を感じている人が比較的多く、サービス基盤の整備と経済

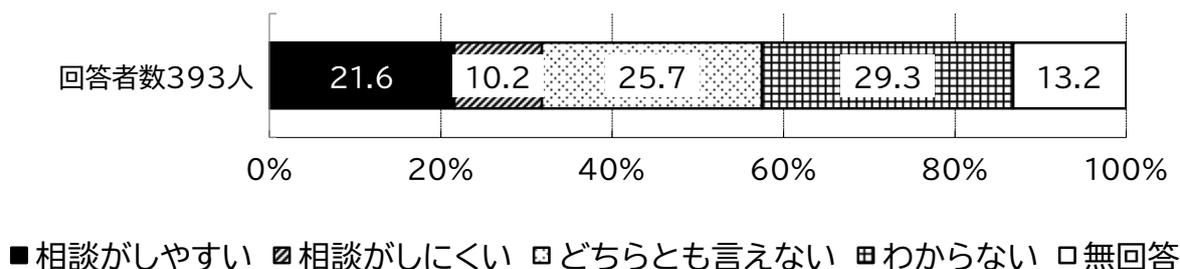
的な支援に加えて医療的ケアへの対応が特に求められている状況です。

(5) 情報入手や相談支援体制への要望

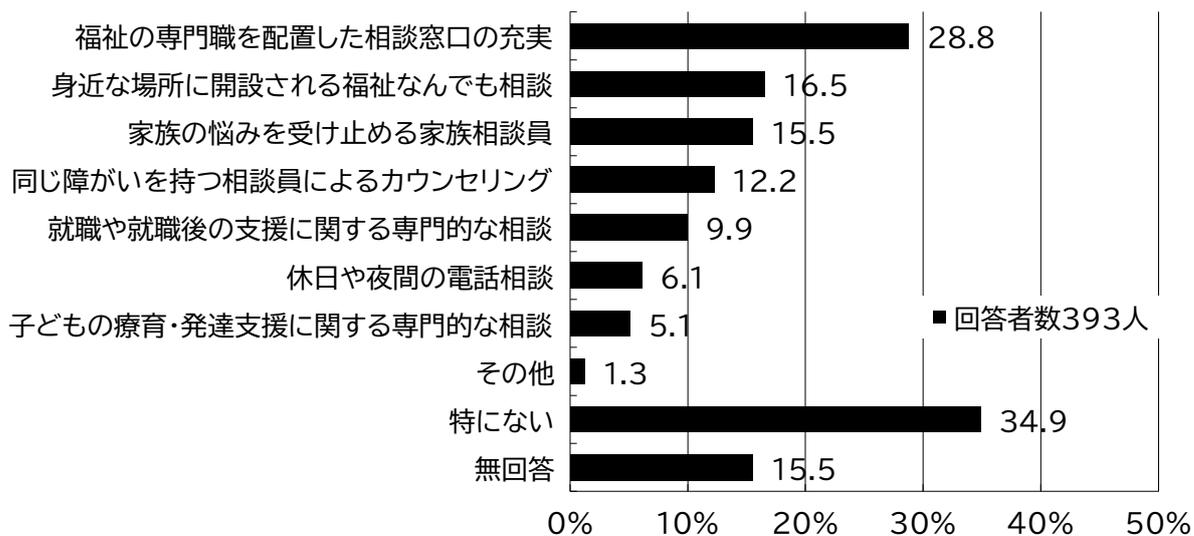
【設問 7】 役場からの情報提供の満足度



【設問 8】 役場窓口での相談対応の満足度



【設問 9】 相談支援体制について充実を望むこと



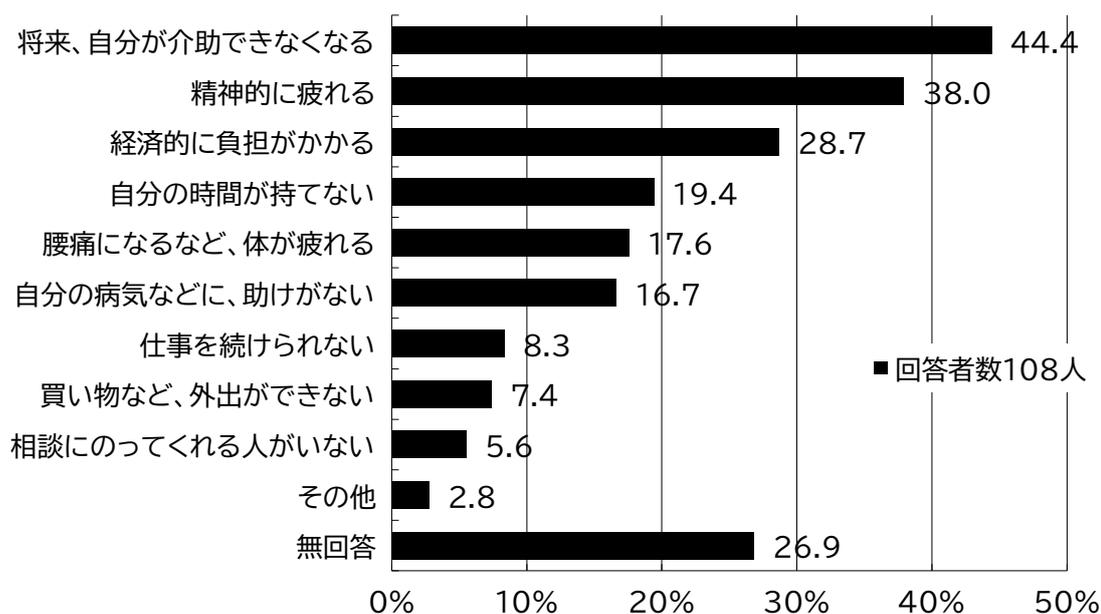
役場からの情報提供の満足度は17.3%、相談対応の満足度は21.6%であり、情報アクセスの向上や相談支援の充実、意思決定支援の充実などを通じて、この満足度の向

上を目指す必要があります。

また、相談支援体制について充実を望むことは「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」が最上位であり、相談支援における専門性の確保や質の向上等が求められています。

(6) 介護者への支援について

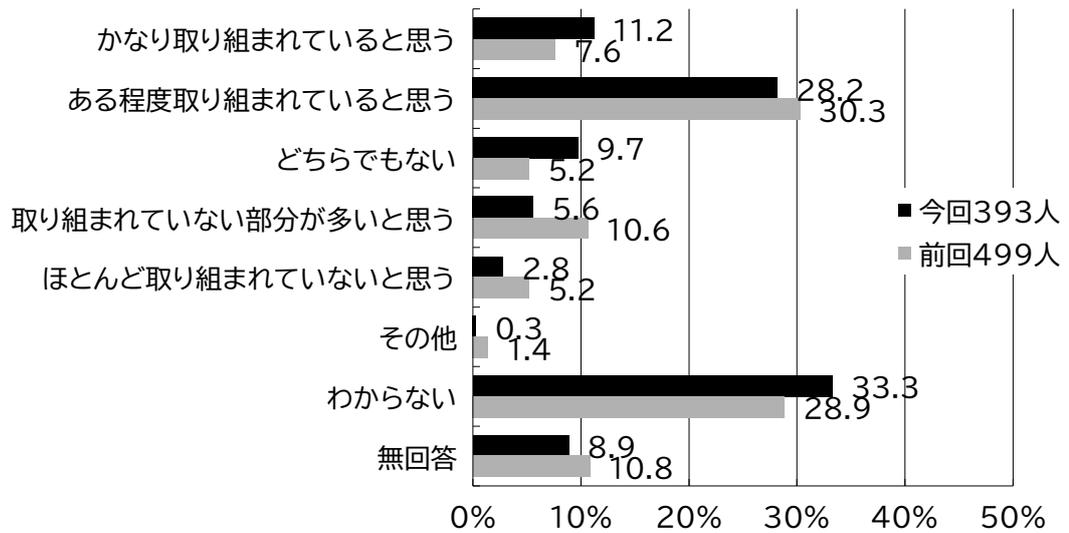
【設問 10】 介護者の困りごと



介護者の困りごとは「将来、自分が介助できなくなる」という将来への不安が最上位で、「精神的に疲れる」、「経済的に負担がかかる」までが上位3つとなっています。ここでも親亡き後への不安への対応とともに、介護者の精神的負担や経済的負担の軽減が求められています。

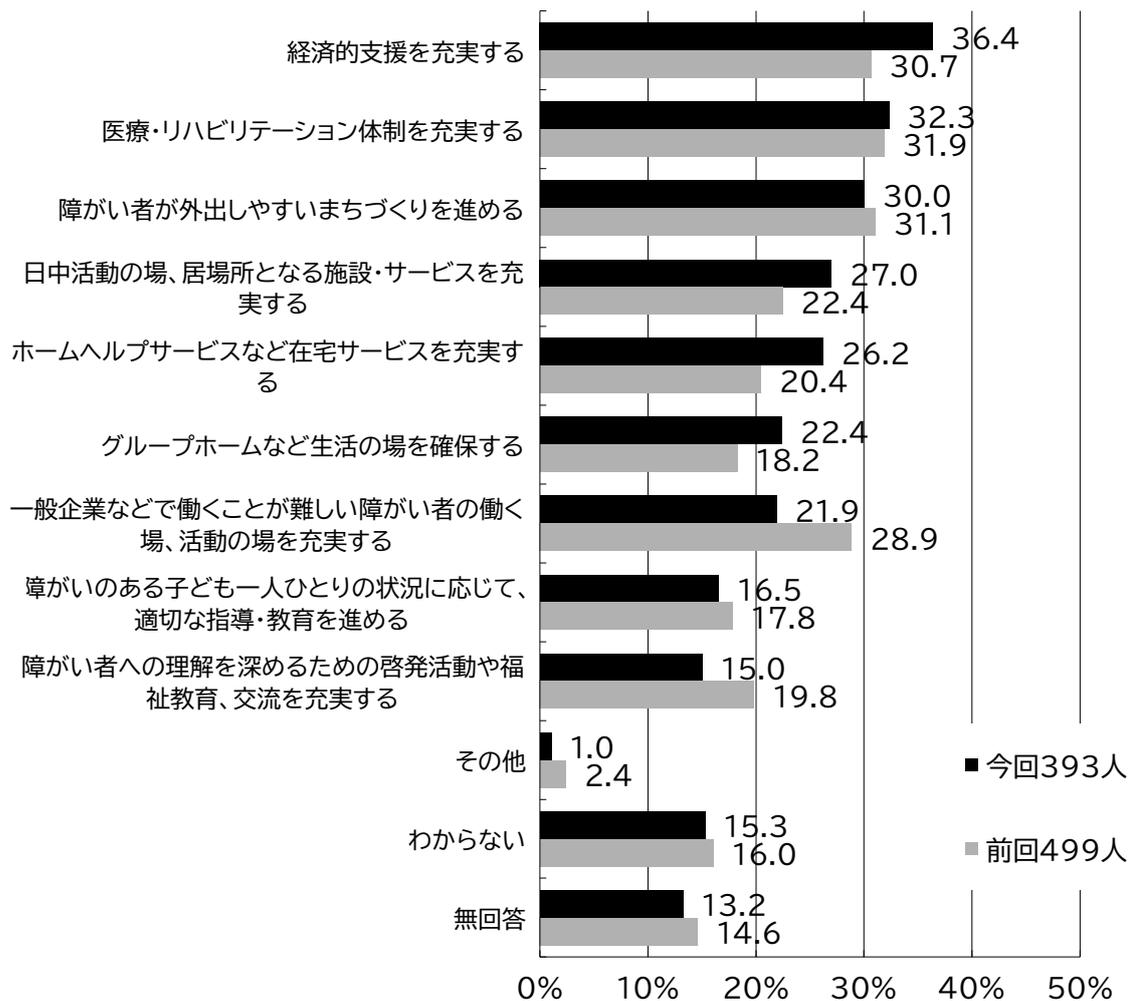
(7) 町の取り組みについて

【設問 11】 福祉関連の取組への評価



町の取り組みに対しては「かなり取り組まれていると思う」「ある程度取り組まれていると思う」との評価は約4割（39.7%）で、前回（37.9%）から大きな変化は見られません。

【設問 12】 障がい者の自立した生活に向けて、行政が充実すべきこと



「経済的支援を充実する」が36.4%、「医療・リハビリテーション体制を充実する」が32.3%とこれらが上位2つで、次いで「障がい者が外出しやすいまちづくりを進める」が30.0%と続いています。

経済的な支援や日中活動の場、在宅サービス、グループホームなどの生活の場の充実については、前回調査よりも回答率が上昇しており、障がい者にとって生活課題としての位置づけが高まっている状況がうかがえます。

3 第3期大子町子ども・子育て支援事業計画におけるアンケート調査の概要

名 称	対 象 者
子ども・子育て支援事業計画 におけるアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童保護者：大子町在住の就学前児童の保護者 ・小学1～6年生の保護者：大子町内の小学校に通う小学生の保護者 <p>【調査実施数】・就学前児童保護者 304 人 ・小学1～6年生の保護者 450 人</p> <p>【調査期間】令和6年 2 月 22 日～3 月 14 日</p> <p>【調査方法】・保育所(園)、幼稚園、学校を通じた直接配付、回収 ・郵送による配付、回収</p> <p>【回収数】・就学前児童保護者 212 人(回収率 69.7%) ・小学1～6年生の保護者 319 人(回収率 70.9%)</p>



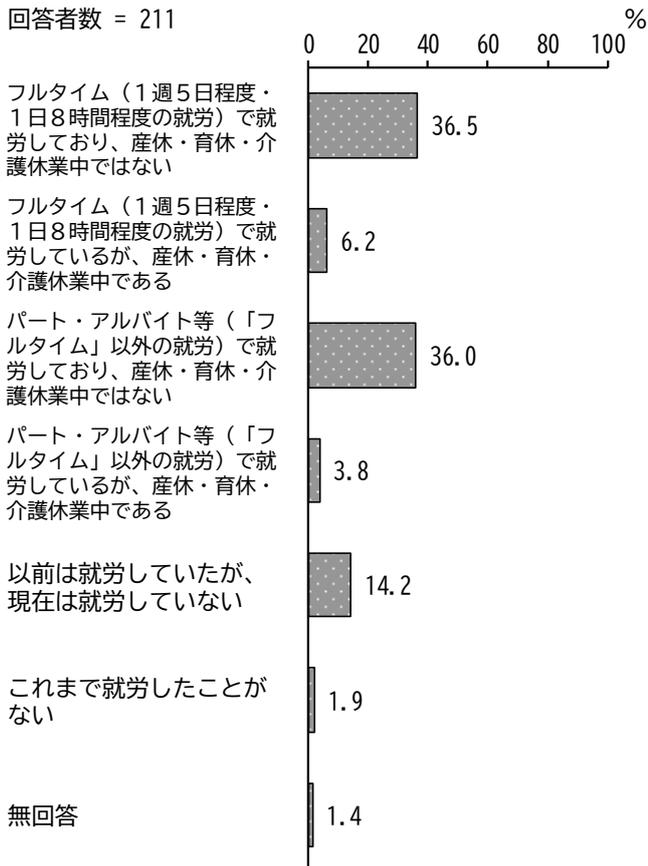
(1) 保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）

就学前児童保護者では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が36.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が36.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が14.2%となっています。

小学生保護者では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が55.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が26.6%となっています。

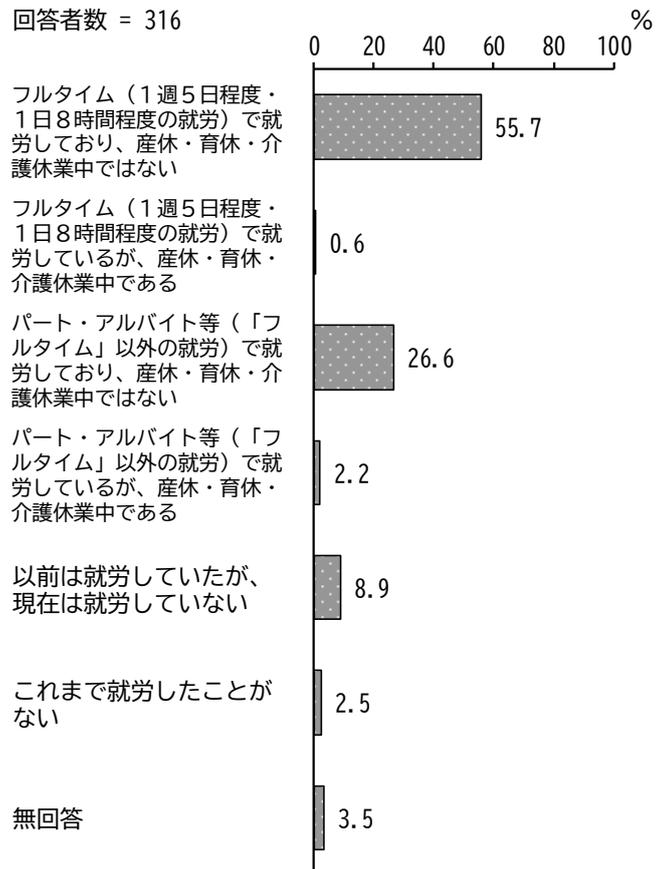
【就学前児童保護者】

回答者数 = 211



【小学生保護者】

回答者数 = 316

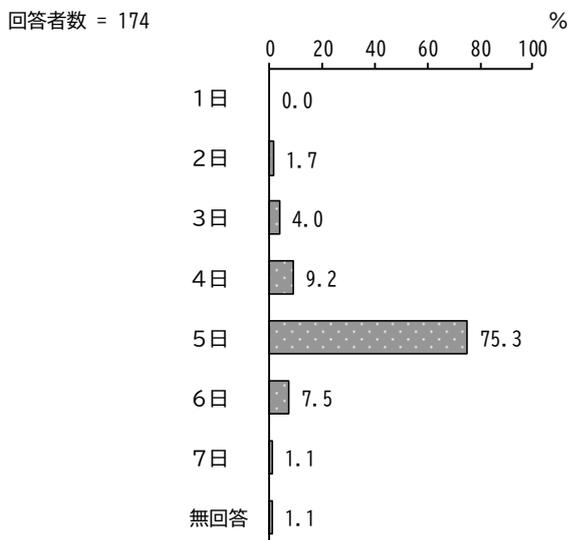


(2) 【就労している母親】週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間」

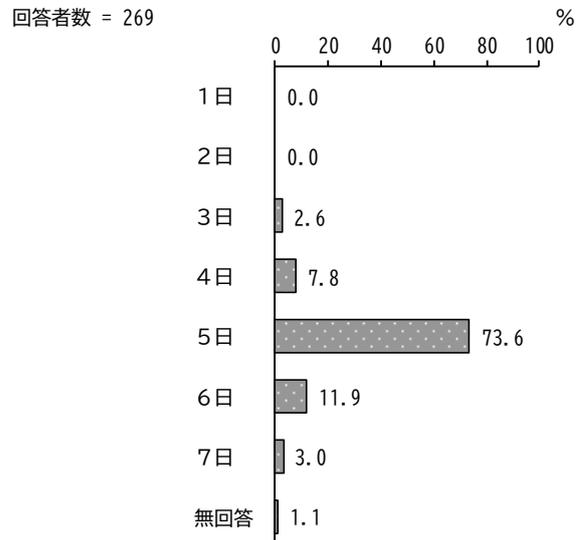
1週あたりの就労日数について、就学前児童保護者では「5日」の割合が75.3%と最も高くなっています。また、1日あたりの就労時間は「8時間」の割合が29.3%と最も高く、次いで「6時間」の割合が27.0%「5時間」の割合が13.2%となっています。

小学生保護者では、「5日」の割合が73.6%と最も高く、次いで「6日」の割合が11.9%となっています。また、1日あたりの就労時間は「8時間」の割合が47.6%と最も高く、次いで「6時間」の割合が14.5%「5時間」の割合が10.0%となっています。

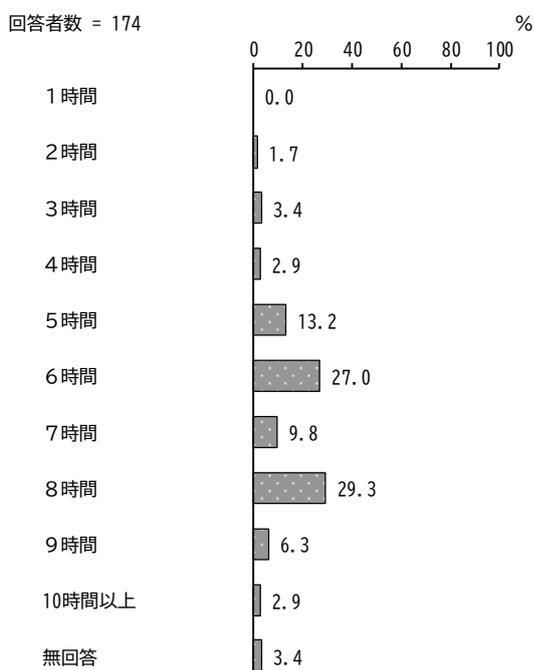
【就学前児童保護者・就労日数】



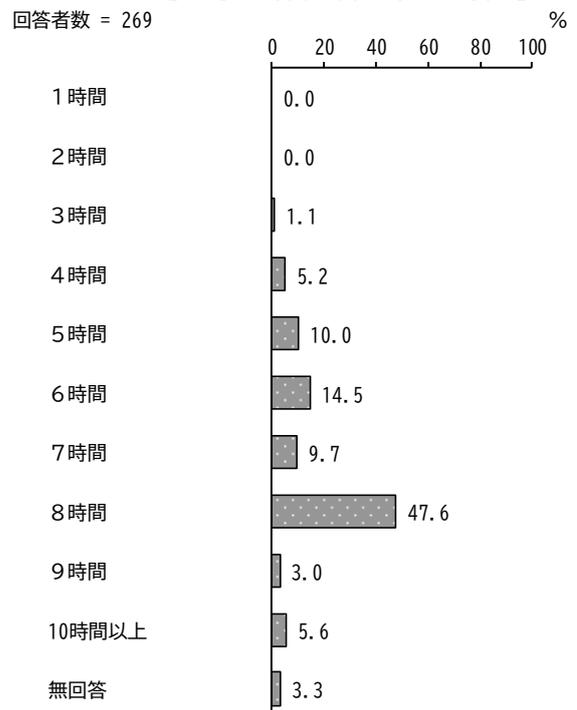
【小学生保護者・就労日数】



【就学前児童保護者・就労時間】



【小学生保護者・就労時間】



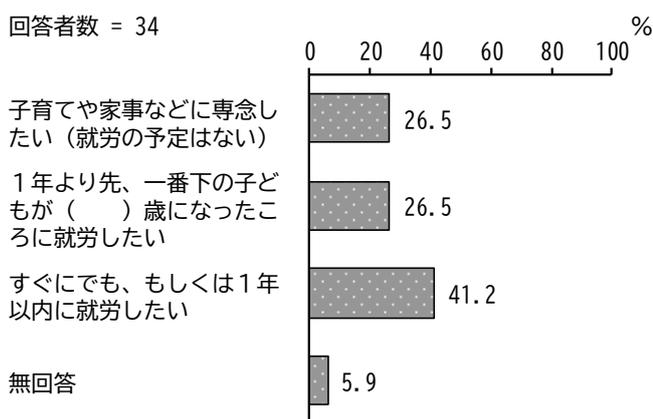
(3)【就労していない母親】就労したいという希望はあるか

就労希望について、就学前児童保護者では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が41.2%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい」の割合が26.5%となっています。なお、一番下の子どもが何歳になったら就労したいかについては、「3歳」が5件、「6歳～9歳」が3件、「4歳～5歳」が1件となっています。

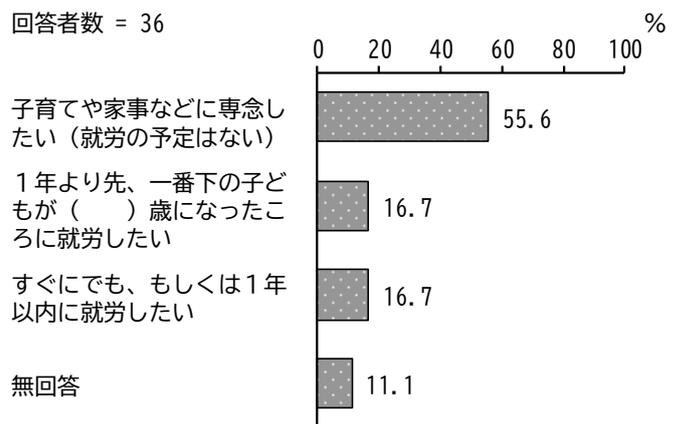
小学生保護者では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が55.6%と最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい」、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が16.7%となっています。なお、一番下の子どもが何歳になったら就労したいかについては、「3歳」が3件、「6歳～9歳」が2件、「4歳～5歳」が1件となっています。

※一番下の子どもが何歳になったら就労したいかについては、回答者が10件を下回る少数であったため、パーセントではなく件数での表記としています。

【就学前児童保護者】



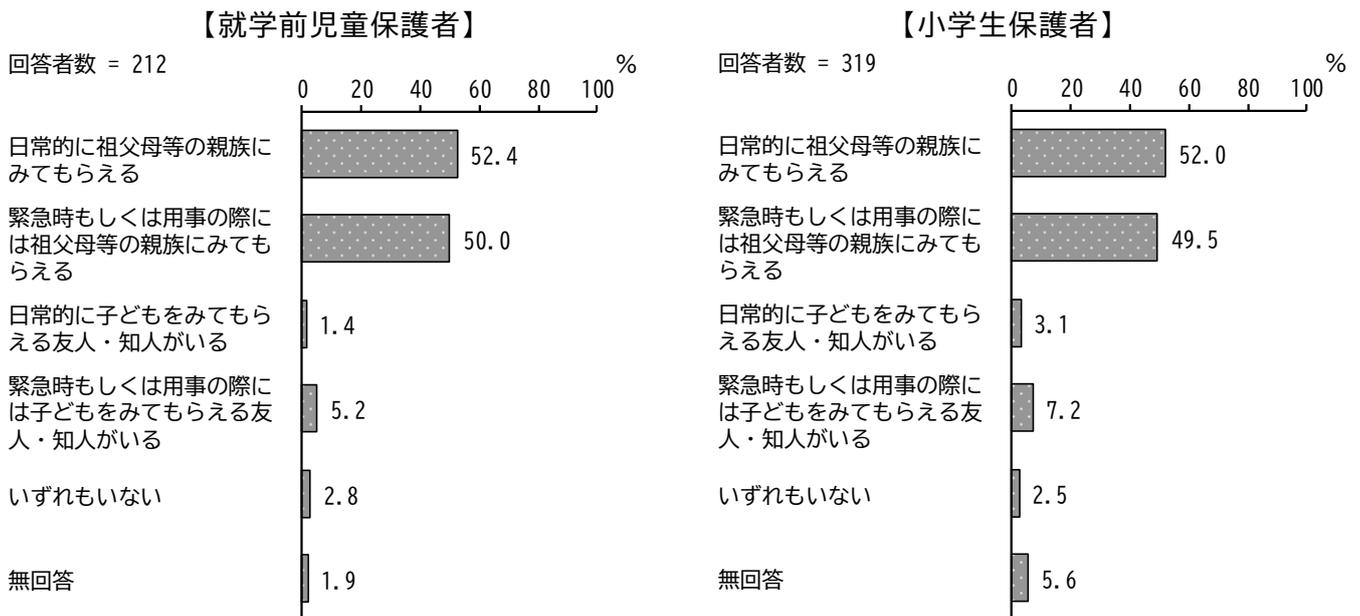
【小学生保護者】



(4) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人（あてはまるものすべてに○）

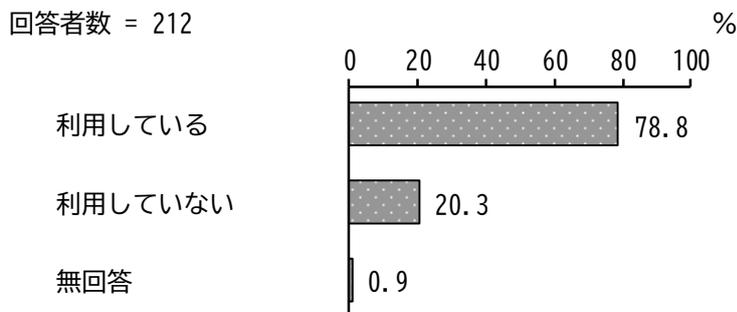
就学前児童保護者では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が52.4%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が50.0%となっています。

小学生保護者では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が52.0%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が49.5%となっています。



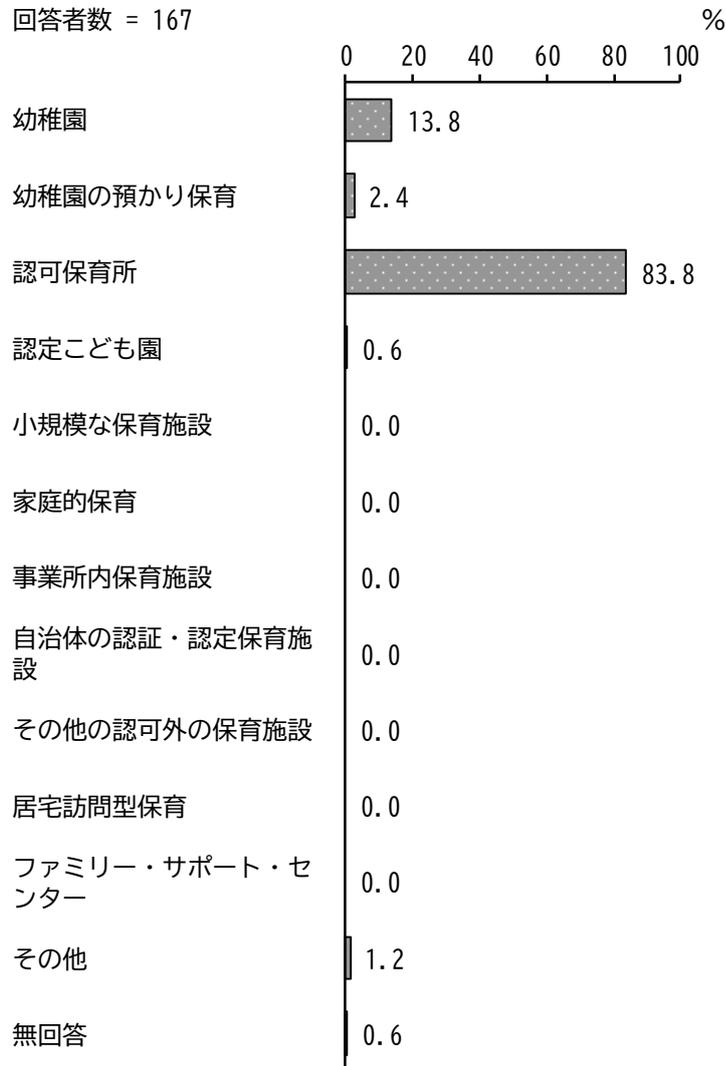
(5) 幼稚園や保育所（園）などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しているか

「利用している」の割合が78.8%、「利用していない」の割合が20.3%となっています。



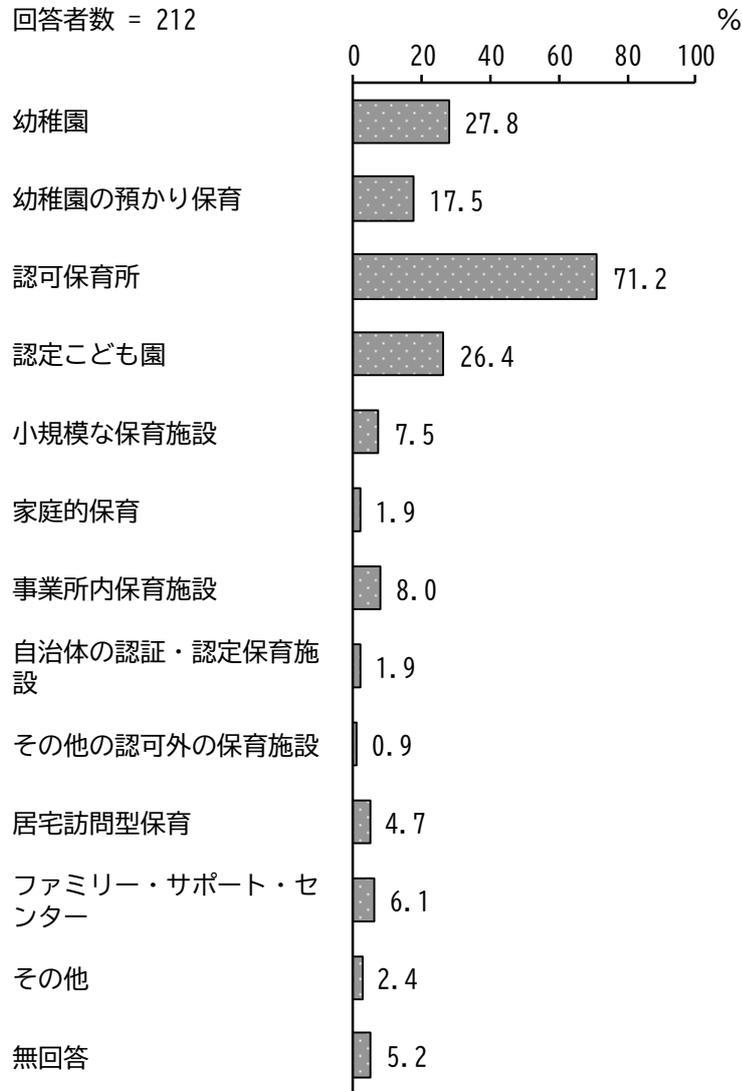
(6)【利用している方】平日利用している教育・保育事業（複数回答）

利用している事業については「認可保育所」の割合が 83.8%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が 13.8%となっています。



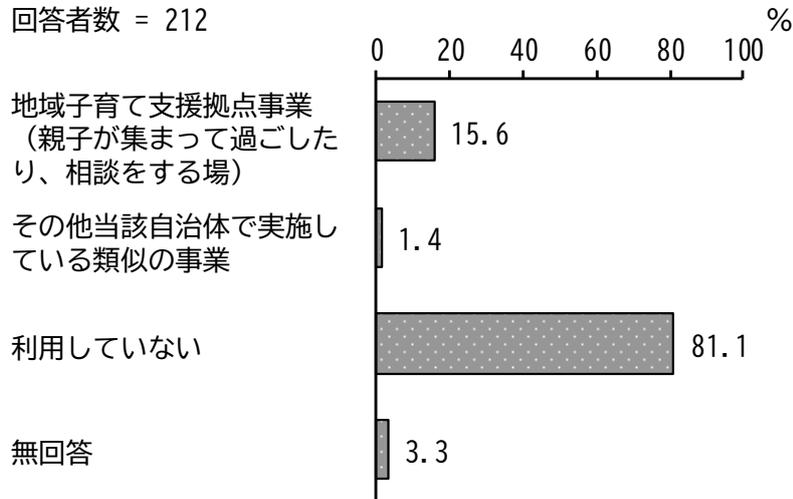
(7) 平日、定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）

今後定期的にご利用したい事業は「認可保育所」の割合が71.2%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が27.8%、「認定こども園」の割合が26.4%となっています。



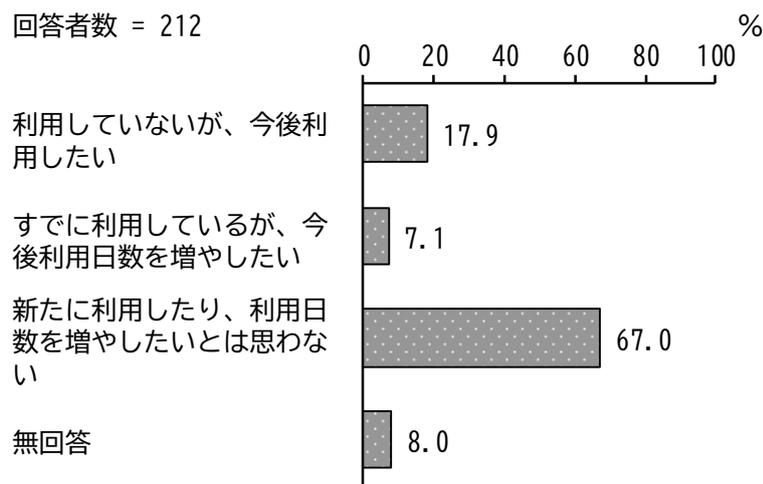
(8) 現在、地域子育て支援拠点事業を利用しているか

「利用していない」の割合が81.1%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が15.6%となっています。



(9) 地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思うか

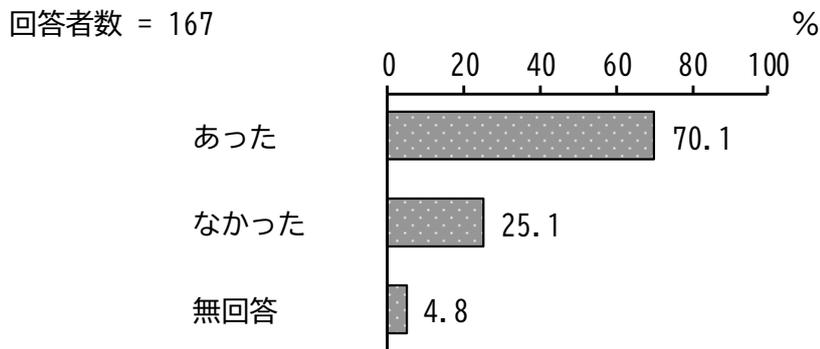
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が67.0%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が17.9%となっています。



(10)【教育・保育事業を利用している方】

子どもの病気やケガで教育・保育の事業が利用できなかったことはあったか

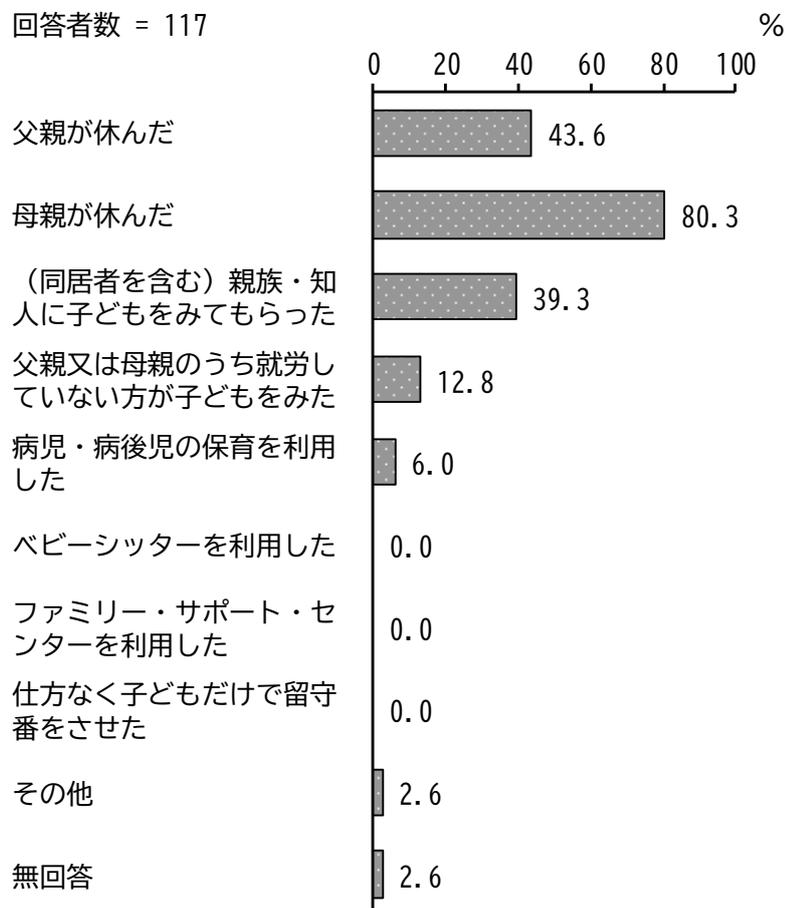
「あった」の割合が70.1%、「なかった」の割合が25.1%となっています。



(11)【利用できなかったことがあった方】

この1年間に行った対処方法（複数回答）

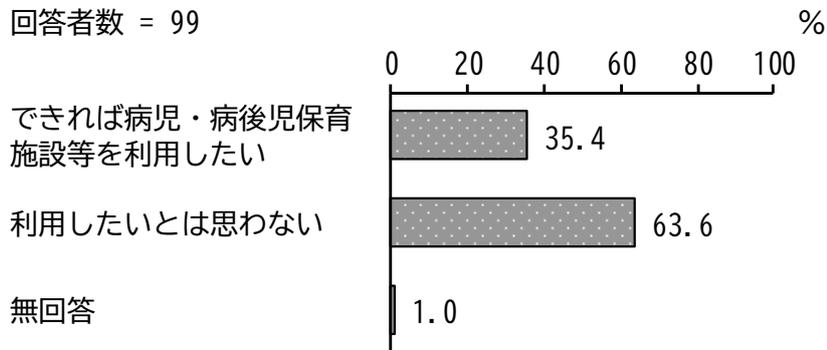
「母親が休んだ」の割合が80.3%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が43.6%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が39.3%となっています。



(12) 【あった⇒父母のいずれか休んで対処した方】

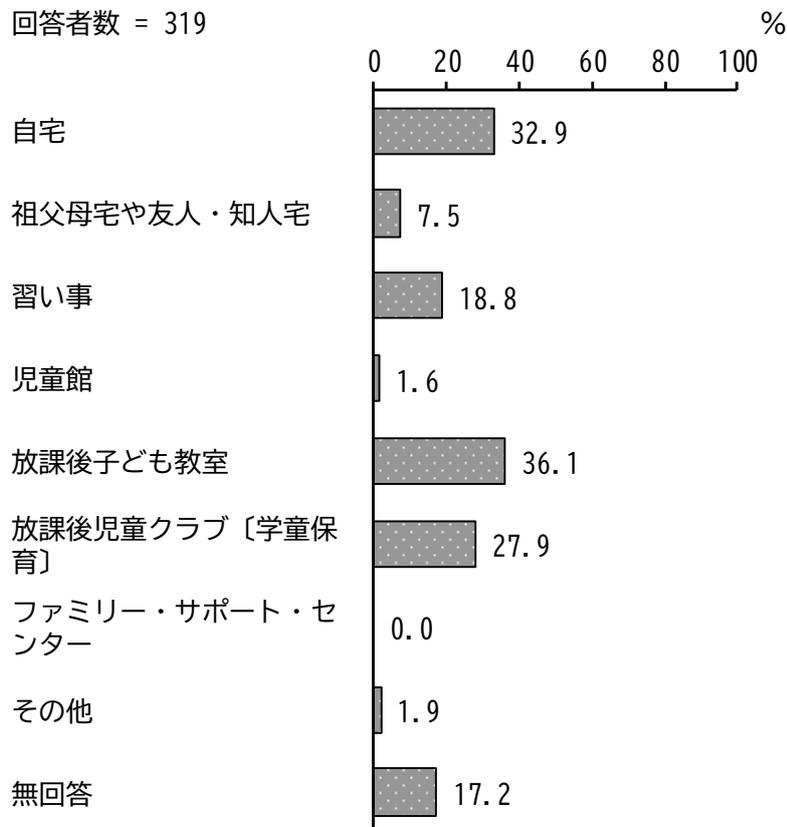
その際、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したかったか

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が 35.4%、「利用したいとは思わない」の割合が 63.6%となっています。



(13) 小学校低学年（1～3年生）の時に、放課後過ごさせたい場所（複数回答）

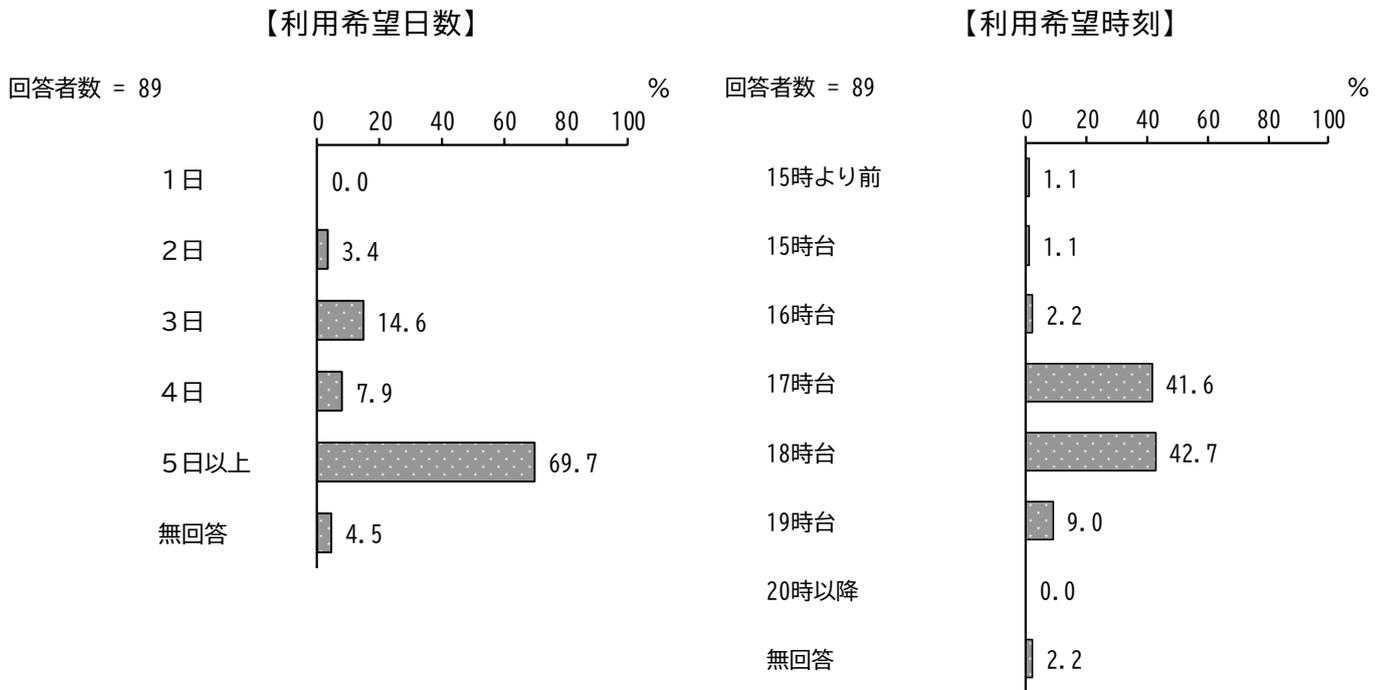
「放課後子ども教室」の割合が 36.1%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 32.9%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が 27.9%となっています。



(14) 小学校低学年時の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望日数・終了時刻

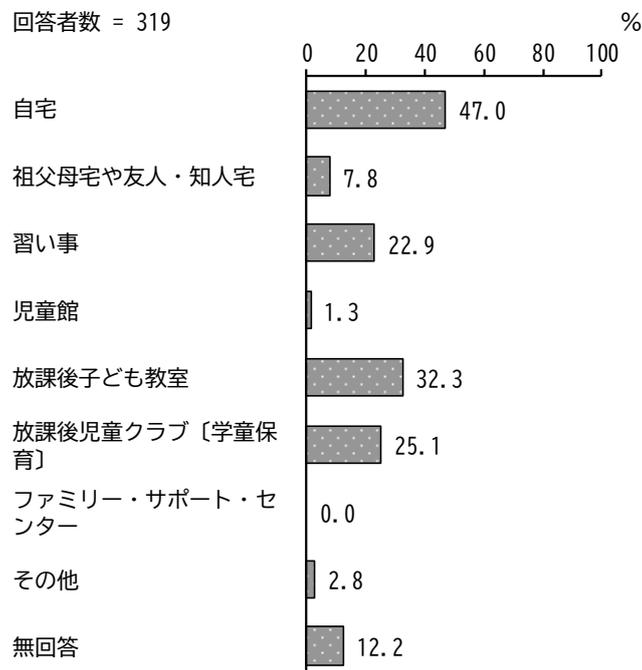
利用希望日数では「5日以上」の割合が69.7%と最も高くなっています。

希望利用終了時刻は「18時台」の割合が42.7%と最も高く、次いで「17時台」の割合が41.6%となっています。



(15) 小学校高学年（4～6年生）時に、放課後過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が47.0%と最も高く、次いで「放課後子ども教室」の割合が32.3%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が25.1%となっています。

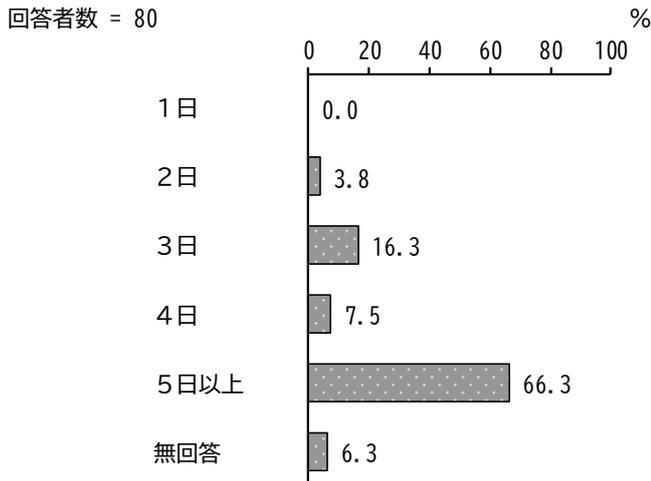


(16) 小学校高学年時の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望日数・終了時刻

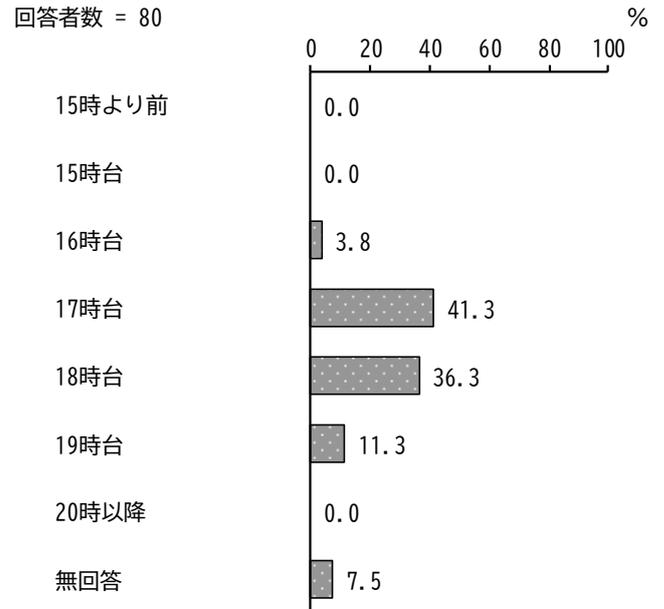
利用希望日数では「5日以上」の割合が66.3%と最も高くなっています。

希望利用終了時刻は「17時台」の割合が41.3%と最も高く、次いで「18時台」の割合が36.3%、「19時台」の割合が11.3%となっています。

【利用希望日数】



【利用希望時刻】

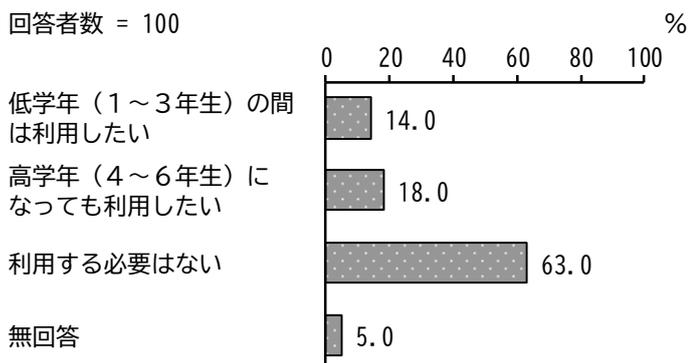


(17) 土曜日、日曜・祝日に放課後児童クラブ（学童保育）の利用を希望するか

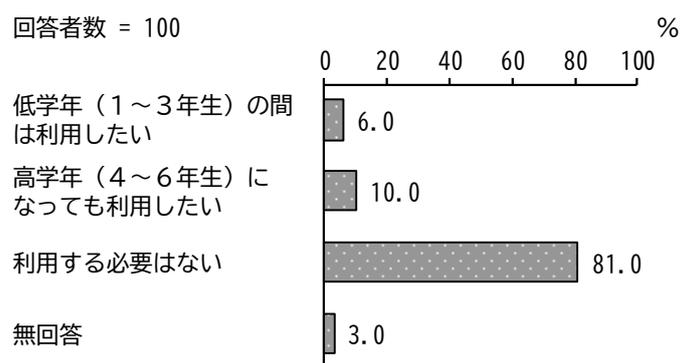
土曜日は「利用する必要はない」の割合が63.0%と最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合が18.0%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」の割合が14.0%となっています。

日曜・祝日は「利用する必要はない」の割合が81.0%と最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合が10.0%となっています。

【土曜日】



【日曜・祝日】

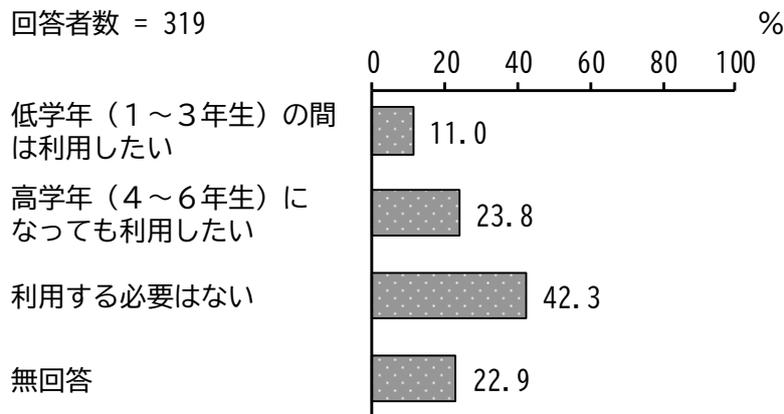


(18) 長期休暇期間中に放課後児童クラブ（学童保育）の利用を希望するか

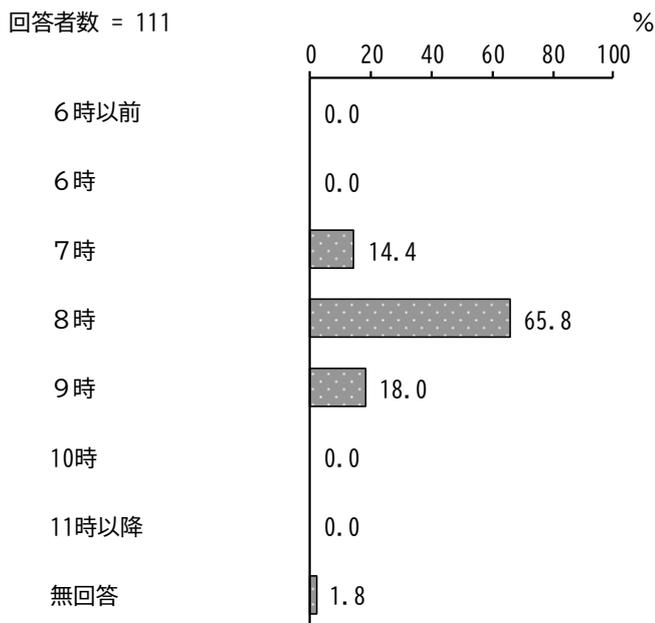
利用希望について「利用する必要はない」の割合が42.3%と最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合が23.8%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」の割合が11.0%となっています。

希望する開始時刻は「8時」の割合が65.8%と最も高く、次いで「9時」の割合が18.0%、「7時」の割合が14.4%となっています。

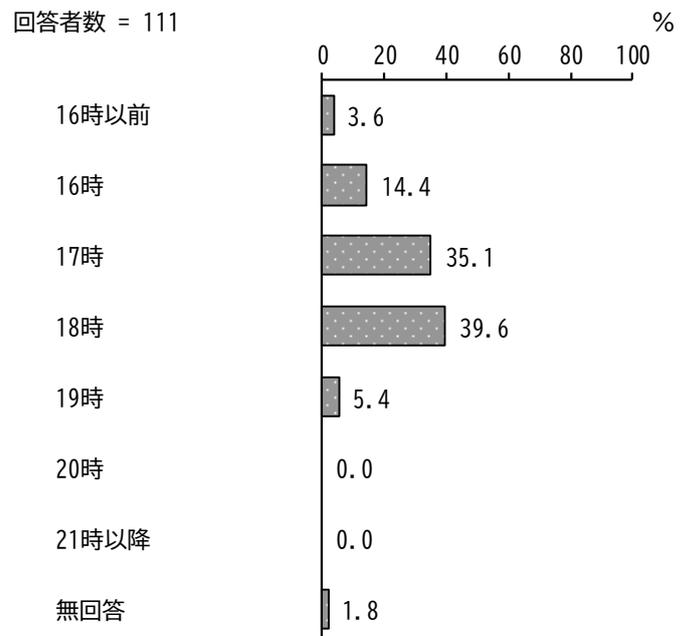
希望する終了時刻は「18時」の割合が39.6%と最も高く、次いで「17時」の割合が35.1%、「16時」の割合が14.4%となっています。



【利用開始時刻】



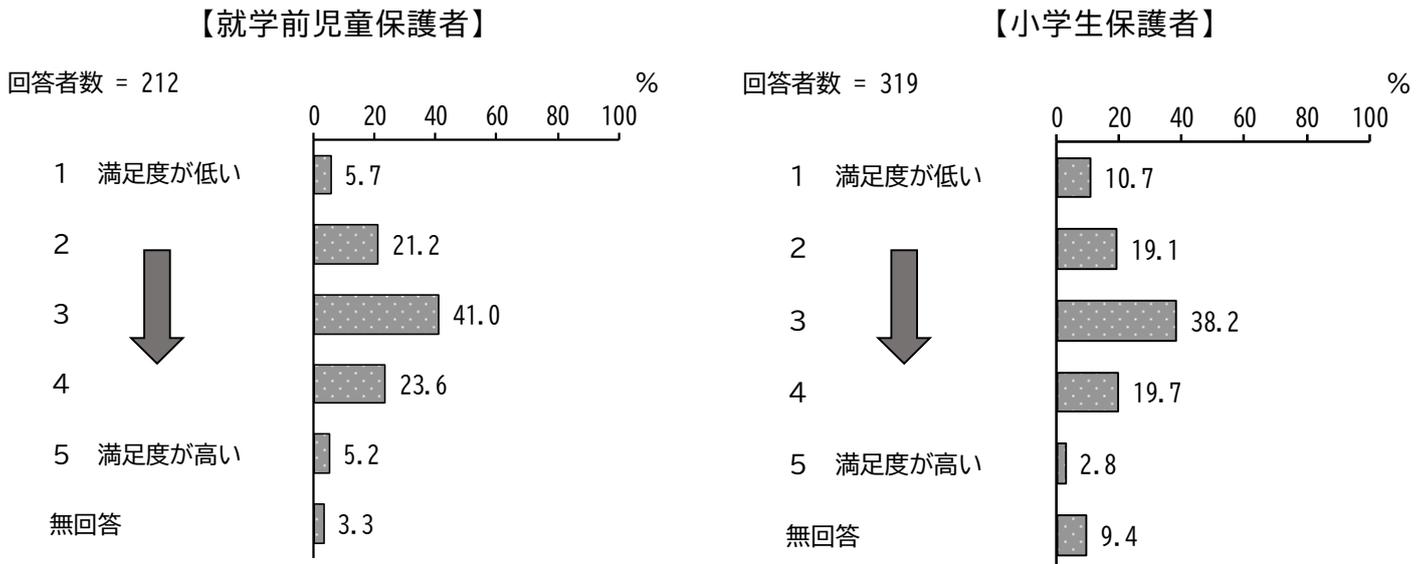
【利用終了時刻】



(19) 大子町における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。(1つに○)

就学前児童保護者では「3」の割合が41.0%と最も高く、次いで「4」の割合が23.6%「2」の割合が21.2%となっています。

小学校保護者では「3」の割合が38.2%と最も高く、次いで「4」の割合が19.7%、「2」の割合が19.1%となっています。



(20) 就学前児童保護者の要望・意見別件数

就学前児童保護者では「子どもの育ちをめぐる環境について」の意見が最も多くなっていました。次いで「地域の子育て支援事業の利用状況について」「病気の際の対応について」の意見が多くなっています。

分類回答	件数
1. 子どもの育ちをめぐる環境について	55
2. 保護者の就労状況について	2
3. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	11
4. 地域の子育て支援事業の利用状況について	16
5. 土曜・休日や長期休暇中の教育・保育事業の利用希望について	3
6. 病気の際の対応について	15
7. 一時的な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	3
8. 小学校就学後の放課後の過ごし方について	2
9. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	3
10. その他	8

(21) 小学生保護者の要望・意見別件数

小学生保護者では「子どもの育ちをめぐる環境について」の意見が最も多くなっています。次いで「その他」を除けば、「小学校就学後の放課後の過ごし方について」「平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について」の意見が多くなっています。

分類回答	件数
1. 子どもの育ちをめぐる環境について	43
2. 保護者の就労状況について	2
3. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	10
4. 地域の子育て支援事業の利用状況について	8
5. 土曜・休日や長期休暇中の教育・保育事業の利用希望について	1
6. 病気の際の対応について	11
7. 一時的な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	1
8. 小学校就学後の放課後の過ごし方について	22
9. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	1
10. その他	17

第4章

計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

健やかで やさしいだいが

本計画では、本町のまちづくりの基本となる「大子町第7次総合計画」の中で、保健・医療・福祉分野の目標として掲げられた「健やかでやさしいだいが」を基本理念としました。

また、本町の地域福祉活動を構成する4つの基本目標を設定し、「大子町第7次総合計画」と同じ方向を向いて施策を展開していきます。

本計画を推進することで、地域福祉活動の充実を目指し、町民同士が支え合う取り組みを推進します。

2 基本目標

上記の基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を定めます。

【基本目標1】

いつまでも元気に いきいきと活躍できる健康長寿のまち

【基本目標2】

地域で子どもを育み あらゆる世代がきらめくまち

【基本目標3】

互いに思いやり 共にのびゆくまち

【基本目標4】

地域のつながりを育む 笑顔と活力のあるまち

3 体系図

基本理念	基本目標	基本施策
健やかでやさしいだいが	<p>基本目標 1</p> <p>いつまでも元気に いきいきと活躍できる 健康長寿のまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防事業の推進 2 包括的支援事業及び任意事業の推進 3 認知症施策の推進 4 高齢者の住まいの確保対策 5 高齢者の生きがいづくり、社会参画の促進、就労支援
	<p>基本目標 2</p> <p>地域で子どもを育み あらゆる世代が きらめくまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 2 要保護児童への対応など きめ細やかな取り組みの推進 3 乳児・幼児・保護者等の健康の確保及び増進 4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり 5 地域における子育ての支援
	<p>基本目標 3</p> <p>互いに思いやり 共にのびゆくまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報・啓発活動の充実 2 地域福祉活動の推進 3 差別解消に向けた取り組みの推進 4 保育・療養・教育の充実 5 生涯学習・余暇活動の推進 6 就労機会の充実 7 保健・医療サービスの充実 8 福祉サービスの充実 9 経済的支援の充実 10 生活環境の改善
	<p>基本目標 4</p> <p>地域のつながりを育む 笑顔と活力のあるまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 組織体制の強化 2 財政基盤の強化 3 在宅福祉サービスの推進 4 災害ボランティアセンターの運営体制強化 5 啓発活動の強化 6 大子町文化福祉会館『まいん』の管理

第5章

計画の取り組み

第5章 計画の取り組み

基本目標 1

いつまでも元気に いきいきと活躍できる健康長寿のまち

本町では、地域共生社会の実現に向けて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進を図りながら、医療・介護等関係機関との連携強化に努めるとともに、行政サービスの充実や社会参加・生きがいつくりの促進を図り、町民同士が助け合う仕組みづくりを推進します。

〔基本施策 1 介護予防事業の推進〕

介護保険法に定められている事業（介護予防・日常生活支援総合事業）で、町が中心となって町民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

■大子町（以下、「町」という。）が取り組むこと

(1) 介護予防教室の開催

健康運動指導士又は理学療法士による指導や助言により、運動機能の向上や栄養改善等、介護予防を目的とした教室を開催します。

【主な事業】

元気アップ教室、パワーアップ教室 など

(2) 介護予防活動を行うボランティアの育成及び活動支援

介護予防に関する知識を身につけ、自主的な活動や町の介護予防事業を支援するサポーターの育成研修やフォローアップ研修を実施します。

【主な事業】

シルバーリハビリ体操指導士の養成 など

〔基本施策2 包括的支援事業及び任意事業の推進〕

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持って自立した日常生活が送れるよう、総合相談支援事業や権利擁護事業等について一体的に取り組みます。

■町が取り組むこと

(1) 地域包括支援センターの運営

保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員が、その専門知識や技能を互いに生かしながらチームで活動します。また、関係機関とのネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートを行う「地域の中核機関」としての充実を図ります。

【主な事業】

総合相談支援事業、権利擁護事業、一般介護予防事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防支援事業 など

(2) 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、大子町在宅医療・介護連携推進委員会を中心に、医療・介護関係者が連携し、包括的・継続的に在宅医療と介護を提供するために必要な取り組みを進めます。

(3) 生活支援体制整備事業（委託事業）

高齢者の在宅生活を支えるため地域の支え合い体制を作るとともに、高齢者の社会参画の推進を図ります。そのため、大子町生活支援・介護予防体制整備推進協議会及び生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員。令和2年度配置）を中心に、ボランティア等の生活支援の担い手の発掘・養成等の地域資源の掘り起こしやそのネットワーク化に向けた取り組みを進めます。

(4) 任意事業の推進

高齢者や障がい者などが、地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関等と連携しながら任意事業の推進に取り組みます。

【主な事業】

食の自立支援事業（配食サービス）、緊急通報システム見守り事業、成年後見

■大子町社会福祉協議会（以下、「町社協」という。）が取り組むこと

(1) 在宅介護用品（福祉用品）等の貸出事業 【※子ども、障がい者（児）等含む】

病気やケガ等で短期間介護用品が必要となった方を対象に無料で介護用品の貸し出しを行い、在宅で安心して生活ができるように努めます。

また、車いすを利用している方を対象に、医療機関への通院などの際に車いすのまま乗車できる福祉車輛を貸し出しすることで外出時の負担軽減を図ります。

(2) 介護用品事業（町補助事業） 【※障がい者（児）等含む】

高齢者等又はその高齢者等を介護している方の経済的負担の軽減を図るため、介護用品の支給等を行います。

また、介護用品の使い方講習会を開催し、介護用品を正しく使用してもらうことで介護用品の消費量削減を図ります。

・介護用品宅配事業

介護用品を使用している要介護者等を対象におむつ、パッドなど介護用品を上限の範囲内で自宅へ配送します。

・介護用品購入費助成事業

入院等で宅配事業を利用できない対象者が介護用品を購入した場合、上限額の範囲内で助成金を交付します。

(3) 地域支え合いサービスセンター事業「さとも」(町補助事業) 【※障がい者等含む】

高齢者や障がい者等(利用会員)の日常生活上の負担を軽減するため、協力会員が簡単な家事援助を行う有償の住民参加型サービスを提供します。家事援助を提供することで、利用会員が安心して生活ができるように努めます。

また、協力会員の研修を実施し、サービス内容(対応)の充実に努めるとともに、協力会員の募集に関する周知活動を実施し、事業の利用促進を図ります。

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
協力会員数 (新規)	名	2	2	2	2	2

※R7年9月末現在 41名



(4) あんしんコール事業

ひとり暮らし高齢者の自宅へ電話をかけ、日々の出来事などの話を聞くことで、生活の不安や孤独感の軽減につなげる見守りを行います。寄り添った傾聴に心がけ、不安や孤独感の軽減に努めるとともに、課題が生じた際は、家族や関係機関と連携し解決に努めます。

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
利用者数 (新規)	名	3	3	3	3	3

※R7年9月末現在 22名

(5) 安心箱の配付

75歳以上のひとり暮らしの方が、緊急入院や災害時の避難等いざという時に迅速に対応できるよう必要な物を準備できる「安心箱」を配付します。配付にあたっては、民生委員児童委員と連携し情報共有に努め、必要な方に行き渡るよう努めます。

また、緊急時に迅速に対応が行えるよう各地区の区長や民生委員児童委員等、関係機関との連携に努めます。



(6) 地域福祉活動推進事業

「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、各地区の区長や民生委員児童委員等が中心となり、各地域の特性を活かした活動を支援します。

地域社会での福祉活動への理解と関心を高めるため、共同募金の配分金を財源に活動の支援に努めます。

(7) 友愛訪問活動

閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者や外出が困難な寝たきり高齢者が、いつまでも地域とのつながりを継続できるよう、同じ地域に住む同世代の老人クラブ会員が自宅を訪問し見守る活動を行います。この活動の充実・強化を図るため、訪問活動を行う団体の維持及び強化、更には共同募金の配分金を財源に活動の支援に努めます。

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
訪問者数	名	215	220	225	230	235

※R6年度 210名

(8) 生活支援体制整備事業（町受託事業）

生活支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援体制づくり及び健康な方が要介護状態となることを予防するための体制づくりに努めます。

生活支援・介護予防サービスの把握及び創出に努めるとともに、地域が主体となる生活支援の取り組みを把握し、町民及び福祉関係者、民間企業等との連携の強化を図ります。

また、地域の高齢者等の生活状況を把握するために、生活支援コーディネーターが地域へ出向き、町民のニーズの把握に努めます。

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
地域資源開発数 (新規)	カ所	—	1	—	1	—



地域資源冊子



地域支え合い情報かわら版

(9) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業） 【※障がい者等含む】

判断能力が不十分な認知症高齢者及び障がい者等を対象として福祉サービス利用援助や金銭管理サービス等の支援を行い、地域で安心して生活ができるよう支援します。

事業の推進にあたっては、支援に携わる関係機関との連携強化や専門員及び生活支援員の育成と資質向上に努めます。

また、利用者の状態変化に応じて成年後見制度への移行を検討します。

(10) 権利擁護推進事業 【※障がい者等含む】

ひとり暮らし高齢者あるいは高齢者世帯、障がい者等が入院などの緊急時に安心して福祉サービスや治療が受けられるよう、重要書類等を一時的に預かる支援を行います。

また、成年後見制度に関する相談及び利用支援、制度に関する啓発に努めます。

(11) 訪問介護事業所の運営

(介護：県指定事業所、介護予防・日常生活支援総合事業：町指定事業所)

要介護（要支援）等の認定のある方を対象に訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、サービスを提供し安心して生活ができるように支援します（入浴・排泄・食事などの介護支援や調理・洗濯・掃除等の家事支援の提供等）。

運営にあたり、職員の資格取得による安定したサービスの提供体制を整えるとともに、職員の育成と資質向上に努めます。

また、利用者のニーズを把握し、関係機関との調整を細やかにを行い、質の高いサービス提供に努めます。

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
介護事業 利用者数	名	38名／月 (平均)	43名／月 (平均)	46名／月 (平均)	48名／月 (平均)	50名／月 (平均)
総合事業 利用者数	名	16名／月 (平均)	15名／月 (平均)	15名／月 (平均)	15名／月 (平均)	15名／月 (平均)

(12) 福祉団体との連携及び運営支援

大子町老人クラブ連絡協議会、大子町身体障害者福祉協議会、大子町更生保護女性の会、大子町遺族連合会の4団体の事務局として、各団体の運営を支援し、生きがい健康づくり、会員間の交流、地域福祉の推進を行い、事業内容の充実を図ります。

〔基本施策3 認知症施策の推進〕

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、令和6年1月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。町は、この基本理念に基づき、認知症施策を推進します。

■町が取り組むこと

認知症に対する偏見をなくすとともに、認知症の初期段階から適切な対応ができるよう正しい知識の普及啓発を行います。

また、地域での見守り等、認知症の人を地域で支える環境づくりに努めます。

このほか、若年性認知症、脳卒中による高次脳機能障害等に関する周知啓発に取り組むと同時に、相談窓口の周知に努めます。

【主な事業】

認知症サポーターの養成、認知症初期集中支援チームによるサポート、認知症地域支援推進員の配置、チームオレンジの取り組みの推進、認知症カフェ等の普及 など

〔基本施策4 高齢者の住まいの確保対策〕

心身の状態や生活環境に問題があり、かつ経済的に困窮している方や虐待等緊急の事情のある高齢者の早期発見に努めます。

■町が取り組むこと

養護老人ホームへの措置入所、生活管理指導短期宿泊事業による支援 など

〔基本施策5 高齢者の生きがいづくり、社会参画の促進、就労支援〕

高齢者が地域で生きがいを持ち、社会の一員として活躍し続けることは、心身の健康維持や孤立防止に有効であり、地域の活力向上にもつながります。そのため、多様な社会参加や就労の機会を確保し、高齢者が能力や希望に応じて活動できる環境づくりに努めます。

■町が取り組むこと

老人クラブ等への支援、シルバー人材センターへの支援 など

■町社協が取り組むこと

(1) 大子町高齢者大学（大子シニアユニバーシティ）運営事業（町受託事業）

健康づくりや生活に役立つことを学び、今後の地域活動に活かしてもらうことを目的に学習会を開催します。開催にあたっては、学習会の内容や周知活動を充実させ、受講者の拡大に努めます。

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
学生数 (新規)	名	2	2	2	2	2

※R7年度 24名

※学生定員 40名（各単位老人クラブ会員20名、大子町在住の60歳以上の方20名）

(2) ふれあい・いきいきサロン事業（町受託事業）

安心・安全に暮らせる地域を作るため、町民やボランティアが主体となり、楽しく、気軽に、無理なく地域でつながりをつくる集いの場づくりを推進します。引き続き、中央型及び地域型サロンの活動支援を行うとともに、新規サロンの立ち上げ支援を行い更なる活動の推進に努めます。

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
中央型数 （新規）	カ所	—	1	—	1	—
地域型数 （新規）		1	—	1	—	1

※R7年9月末現在 中央型9カ所・地域型6カ所



基本目標2

地域で子どもを育み あらゆる世代がきらめくまち

本町では、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴い、子どもの成長を地域全体でサポートする環境づくりを目指します。

そのため、子どもと親がともに成長する過程において、地域の人々が子育て家庭に寄り添い、その負担感や不安感、孤立感を和らげていくことで、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境づくりを推進します。

〔基本施策1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備〕

次代の担い手である子どもの自主性や自立心の向上を大切にし、知性、精神、身体のバランスのとれた成長を保障するため、すべての子どもの人格と個性を尊重しながら、一人一人の個性を大切にした多様な指導体制と教育環境の整備を推進します。

■町が取り組むこと

(1) 児童の健全育成

【主な事業】

放課後子ども教室、放課後児童健全育成事業、スポーツ少年団活動の支援、青少年健全育成に関する啓発、社会を明るくする運動、スクールバス運行事業など

(2) 生きる力の育成に向けた教育環境の整備

【主な事業】

保育所（園）・幼稚園と小学校の連携、英語指導助手（ALT）の活用、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、SOSの出し方教育の推進、学校と地域が連携・協働して運営するコミュニティ・スクールの活用、地域交流推進事業の充実、教育相談体制の充実 など

(3) 次世代の親の育成

【主な事業】

乳児ふれあい体験学習の実施、婚活支援の充実、大子町定住促進教育ローン支

■町社協が取り組むこと

(1) 放課後児童クラブ事業（町受託事業）

児童の健全な育成を図るため、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に小学校の授業終了後や長期休業時に適切な遊びや生活の場を提供します。

また、職員の育成と資質向上を図るため放課後児童支援員の資格取得に努め、支援が安全に行える環境づくりに努めます。

※だご放課後児童クラブの運営（通年及び長期休業時）

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
利用者数	名	100 (定員数)	100 (定員数)	100 (定員数)	100 (定員数)	100 (定員数)

※R7年度 70名（定員数と同数値）

※数値目標 予定定員数で設定

(2) 福祉教育推進事業

町内の小・中学校・高等学校の児童・生徒を対象として、子どもの時から福祉に関心を持ち、助け合いの心を育むことを目的に事業を推進します。

具体的には、福祉についての講話や高齢者及び障がい者等の疑似体験学習を行い、福祉を考える機会を提供します。

また、福祉教育に必要な情報提供及び体験学習のための福祉用具の貸し出しを行います。

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
開催件数	回	6	8	10	12	14

※R6年度 3回 ※R7年9月末現在 5回



(3) 児童・生徒のボランティア活動普及援助事業

ボランティア活動の実践、地域共生社会実現に向けた機運を醸成するため、町内の小・中・高等学校、特別支援学校に対し、共同募金の配分金を財源に補助金の交付及び情報提供等の援助を行います。

(4) 児童福祉施設等への遊具等の配分

町民等から寄せられた貴重な寄附金を財源に町内の幼稚園及び保育所（園）、子育て支援センターに遊具等を配分することで、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援し、保育サービスの充実を図ります。

また、活用方法について子育て世代を含む町民への周知に努めます。

(5) 「子育て十章」の配布

町社協と更生保護女性の会が協働し、子どもとの接し方等の基本的な育児に関する事項を記載した「子育て十章」を町内の各小・中学校及び各保育所（園）、幼稚園の児童生徒の全保護者に配布を行います。

〔基本施策2 要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進〕

ひとり親家庭の子ども、障がいを持つ子ども、虐待を受けた子ども、生活困窮世帯の子どもなど、特別な支援を必要とする子どもの早期発見に努めるとともに、保護者が集まる場を活用した保護者への啓発を行い、声を上げにくい状況にある子どもに留意しつつ、関係機関や町民が一体となった、きめ細かな要保護児童への対応ができる体制づくりを推進します。

■町が取り組むこと

(1) 児童虐待防止対策の充実

【主な事業】

要保護児童対策地域協議会の開催、虐待に関する相談事業の推進、虐待の早期発見と予防に関する関係機関との連携、主任児童委員及び民生委員児童委員との連携 など

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

【主な事業】

児童扶養手当の支給、ひとり親家庭への医療福祉費の支給、母子寡婦福祉資金の貸付事務の推進 など

(3) 障がい児対策の充実

【主な事業】

特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の支給、障がい児福祉サービス等の提供、障がい児保育事業の充実、特別支援教育の充実 など

(4) 子どもの貧困対策及び社会的養育の推進

【主な事業】

生活困窮家庭の把握と支援、就学援助費の支給、生活困窮家庭の子どもへの支援、社会的養育の推進 など

■町社協が取り組むこと

- ・ひとり親家庭等児童小学校入学祝の贈呈

ひとり親家庭等の新入学児童に対し小学校の入学に必要な用品を購入する経費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図り、児童福祉の推進を行う。

〔基本施策3 乳児・幼児・保護者等の健康の確保及び増進〕

ライフスタイルの変化や核家族化、女性の社会進出、離婚率の上昇などにより、子育て環境が変化し、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が不安定になりつつあります。母親や子どもが安心して生活が送れるよう健康増進に関する施策を切れ目なく提供します。

■町が取り組むこと

(1) 子どもや母親の健康の確保

【主な事業】

母子健康手帳等の交付、妊産婦及び乳幼児に対する健康相談の実施、予防接種の実施 など

(2) 母子保健に関する支援体制等の充実

【主な事業】

こども家庭センターによる支援、母子保健関係者の連携体制の推進、ひまわり教室の開催、不妊相談の実施、不妊治療費助成事業、無痛分娩費助成事業など

(3) 思春期保健対策の充実

【主な事業】

健康教育の実施、性の悩み相談の実施 など

(4) 「食育」の推進

【主な事業】

離乳食及び幼児食指導の実施、食生活指導の実施、保育所・幼稚園での食育指導の実施、食生活改善推進員の地域活動の推進、食生活改善の啓発 など

〔基本施策4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり〕

快適で安心して子育てがしやすい生活環境の整備を図るとともに、子育ての負担感や経済的な負担への対応を充実させることで、子どもの幸せを大切にし、子育て家庭のニーズに対応できる子育て支援対策を推進します。

■町が取り組むこと

(1) 良質な住宅の確保

【主な事業】

空き家の活用支援、住宅リフォーム助成金事業

(2) 子育て世代の経済的な負担の軽減

【主な事業】

妊産婦健診と乳児健診の経費軽減、大子町新生児すくすく祝金、乳幼児医療福祉費の支給、保育料及び幼稚園授業料の無償化、小中学校の給食費及び教材費の一部を無償給付、子どもの医療費無料化、インフルエンザ予防接種費用の助成、町営住宅に入居する子育て家庭の住宅使用料の軽減、子育て世帯住宅建設助成金の交付 など

(3) 職業生活と家庭生活との両立推進

【主な事業】

ハローワークとの連携による巡回労働相談の実施、働き方改革に向けた啓発

〔基本施策5 地域における子育ての支援〕

子どもが安心して成長できる環境を整えるため、関係団体や町民との連携のもと、地域社会が一体となって、犯罪や事故のない、子どもの安全が確保された町づくりを推進します。

■町が取り組むこと

(1) 教育・保育及び子育て支援事業の充実

【主な事業】

0歳児保育の実施、一時保育事業（一時預かり事業）及び病児・病後児保育事業の実施、保育所（園）の苦情処理体制の充実、保育所地域活動事業の推進など

(2) 子どもの居場所づくり

【主な事業】

放課後子ども教室の実施（再掲）、放課後児童健全育成事業（再掲）、地域交流推進事業の充実（再掲） など

(3) 子どもの安全のための防犯・防災対策の推進

【主な事業】

道街路灯・ガードレール等の交通安全施設の整備、通学路の安全確保、防犯灯の整備、交通安全教室の開催、大子町学校警察連絡協議会の活動の推進、大子地区防犯協会の活動の推進、「子どもを守る110番の家」事業の推進 など

(4) 子育てに関する情報提供、相談支援

【主な事業】

地域子育て支援センター事業の推進、保育所（園）における子育て相談の充実、保育所（園）・幼稚園児童に対する保健師巡回相談の充実、心理相談員による子育て相談、言語聴覚士によることばの相談の実施、子育て情報誌の発行と充実及び広報紙やホームページ等での情報提供 など

■町社協が取り組むこと

- ・子育て支援センター事業（町受託事業）

就学前の子どもがいる家庭等を対象に、育児不安等についての相談指導や保育資源の情報提供、親子同士の交流の場等の提供による子育ての孤立化予防や子育て環境づくりの支援等を行います。

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
利用者数	名	114名/月 (平均)	107名/月 (平均)	103名/月 (平均)	94名/月 (平均)	87名/月 (平均)

※R6年度 160名/月（平均）

※町子ども・子育て支援事業計画を参考

基本目標3

互いに思いやり 共にのびゆくまち

本町では、障がいの有無や過去の過ちにかかわらず、誰もが地域の一員として活躍できる共生社会の実現を目指します。そのため、福祉教育を通じて障がいへの理解を深めるとともに、地域福祉を支える多様なボランティア活動の育成と活動支援に取り組みます。また、再犯防止推進法の趣旨を踏まえ、立ち直りを地域全体で支える環境を整えることにより、再犯の防止と社会復帰の促進につなげていきます。

これらの取り組みを通じて、社会的孤立の防止を図り、互いを思いやりながら、共にのびゆくまちを目指します。

〔基本施策1 広報・啓発活動の充実〕

「地域共生社会」の実現に向けて、町民同士の心のバリアを取り除き、お互いが理解し合うことが欠かせないことから、様々な媒体や機会を通じて、差別や偏見の解消を図るとともに、犯罪や非行を経験した人の立ち直りを支え、孤立を防ぐ再犯防止の視点を踏まえた啓発・広報を推進します。

■町が取り組むこと

(1) 広報活動の充実

広報誌やパンフレット等の各種広報媒体を活用し、障がいに対する町民の理解の促進を図るとともに、社会更生に取り組む人を支え、再犯防止につながる支援への理解を深め、福祉サービスや障がい者団体・更生保護団体等に関する情報提供を進めます。

(2) 交流機会の充実

茨城県立大子特別支援学校との交流を進め、子どもたちが互いに理解を深めながら、共に学び育つことができる交流・ふれあい事業の実施を検討します。

■町社協が取り組むこと

- ・福祉教育の充実

町内の小・中学校・高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高めるきっかけづくりとして、町社協によるボランティア教室の開催や高齢者疑似体験セット等の貸し出しとともに、各学校へボランティア活動を支援するための補助金を交付します。

〔基本施策２ 地域福祉活動の推進〕

「地域共生社会」の実現に向けて、地域の福祉活動の担い手となる民間団体やボランティアの育成を進め、多くの町民が互いに見守り、支え合う活動が促進されるよう努めます。

■町が取り組むこと

- ・福祉活動の促進

地域における福祉活動を進めるため、障がい者団体、身体障害者福祉協議会、更生保護関係団体の活動を支援します。

■町社協が取り組むこと

(1) ボランティアの育成及び活動の支援

ボランティア活動へ参加するきっかけづくりとなるように、講演会や講習会等を実施します。

また、地域における福祉活動の担い手となるボランティアコーディネーターの育成を推進します。

(2) 福祉に関する講演会の実施

少子高齢化が急速に進む中、子ども、高齢者、障がい者など地域におけるすべての人々が、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すために、町民向けの講演会を実施します。

(3) ボランティア活動推進事業

町民のボランティアに対する理解と関心を深め、ボランティア活動の育成、援助を行います。更に、ボランティア相互の連携を図り、ボランティア活動を通じて地域福祉の向上に資することを目的として、次のとおり行います。

- ・ ボランティアコーディネーターを配置し、支援の充実を図ります。
- ・ ボランティアセンター及びボランティア連絡協議会を運営し、ボランティア活動の普及啓発、人材育成のための研修、ボランティアに関する相談や情報提供を行います。
- ・ ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人をつなげる支援を行います。
- ・ ボランティア保険の窓口業務を行い、活動時の事故に対応した保険の加入や事故発生時の対応を行い、安心して活動ができる環境づくりに努めます。
- ・ 学生及び町民を対象とした福祉教室を開催し、ボランティアについて学ぶ機会や新たな担い手の育成に努めます。

〔基本施策3 差別解消に向けた取り組みの推進〕

障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消に向けて、官民が連携しつつ必要な合理的配慮の実施に努めます。

また、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、今後も各課において必要な合理的配慮の提供に努めます。

■町が取り組むこと

(1) 合理的配慮の提供

障害者差別解消法に基づき、官民が一体となって、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について適切な対応に努めます。

(2) 窓口対応等の充実

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に基づき、障がい特性や必要な配慮の周知を図るための職員研修を実施します。

(3) 情報アクセシビリティの向上等

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいの種類や程度、特性に応じた情報の取得や意思疎通の支援に努めます。

〔基本施策4 保育・療養・教育の充実〕

健康診査や全戸訪問、健康教育・相談など、切れ目ない支援を目指した母子保健事業の充実を図るとともに、保育所（園）では引き続き加配保育士の確保など、障がいの有無に関わらず、共に地域で育つ環境づくりを目指します。

また、療育から就学、就学から就労へとライフステージに応じて一貫した支援ができる体制の強化に努めます。

学校教育においては、特別支援教育コーディネーターを中心に、児童・生徒一人一人の個性やニーズに応じた特別支援教育の充実、多面的な支援するとともに、インクルーシブ教育環境の整備を推進します。

■町が取り組むこと

(1) 障がい児保育の充実

全保育所（園）で障がい児保育の実施体制を継続します。集団保育・教育が可能な障がい児について、社会への適応力を効果的に伸ばすため、保育士等の研修会参加を促し、必要に応じて保育所（園）での加配保育士の配置や障がいのない児童との統合保育を進めます。

(2) 療育・発育支援体制の拡充

発達障がいの可能性のある乳幼児の保護者に対して、乳幼児期から学齢期にかけて、切れ目のない支援と連携した相談体制の充実に努めます。

また、支援が必要な児童に対し、専門職が各保育所（園）や幼稚園を訪問し支援を実施できるよう支援体制整備に努めていきます。

ほかにも、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスの給付を行い、障がいの程度やその人の状態に応じた日中の居場所確保に努めます。

(3) 特別支援教育の充実

障がいのある子どもへの個別的な支援に加え、すべての子どもが互いの違いを認め合いながら学ぶことができる教育環境を整えるため、関係機関との連携を図りながら、支援体制の充実に努めます。

(4) インクルーシブ教育環境の整備

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが自分らしく学び、安心して学校生活を送ることができるよう、子ども一人一人の特性や、保護者の意向を大切にしながら特別支援教育の充実を図ります。また、自閉症・情緒障がい、知的障がいなどへの専門的な支援を行う特別支援学級の設置や、特別支援教育支援員の配置を進めるとともに、子どもたちが互いを理解し合えるインクルーシブな教育環境づくりを推進します。

【インクルーシブ教育（Inclusive Education）とは？】

→障がいや病気の有無、国籍、性別などの違いにかかわらず、すべての子どもが共に学び合うことを目指す教育の考え方。

〔基本施策5 生涯学習・余暇活動の推進〕

障がい者の生活を豊かにし、生きがいをもった生活を営むことができるよう生涯学習やスポーツ、余暇活動などに参加しやすい環境づくりを推進します。

■町が取り組むこと

(1) 生涯学習活動の推進

障がい者の文化、芸術に対するニーズを掘り起こすとともに、一般の各種講座、教室等に障がい者が気軽に参加できるよう企画内容への配慮、会場のバリアフリー化、車いすの準備など環境整備に努めます。

(2) 余暇活動の推進

県や関係機関が主催する文化、スポーツ、レクリエーション活動等の情報提供を促進し、参加を支援します。

また、障がい者が町内でスポーツやレクリエーションに親しむ機会づくりを推進します。

〔基本施策6 就労機会の充実〕

一般就労支援に向けた企業側への啓発や障がい者への理解促進、就労環境の整備促進とともに、一般就労への移行・定着の支援を推進します。

また、福祉的就労の場等を支援するため、障害者優先調達推進法による障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障がい者の自立と社会参画につながるよう支援を図ります。

■町が取り組むこと

(1) 雇用の推進

民間企業や事業所の障がい者雇用を促進するため、常陸大宮公共職業安定所や町商工会との連携を深め、情報提供や相談支援、啓発活動を強めます。

(2) 福祉的就労の促進

福祉的就労を主体とした、雇用型の就労継続支援事業（A型）の利用促進のため

め、特別支援学校への情報提供や実習受け入れの機会が得られるように事業所の活動支援を行います。

■町社協が取り組むこと

- ・就労継続支援事業所の運営（県指定事業所）

障害者総合支援法に基づき、在宅の障がい者が通所し、作業・生活・機能訓練等を継続的・計画的に実施する自立支援サービスの提供を次のとおり行います。

- ・職員の資格取得による資質向上を図り、安定したサービスの提供体制を確保します。
- ・本人、家族、関係機関との調整を細やかにを行い、利用者のニーズの把握及び特性を理解することで質の高いサービス提供に努めます。
- ・サービス提供が安全に行えるよう環境づくりの整備に努めます。
- ・作業収入の安定及び向上を目指します。

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
利用者数 (新規)	名	1	1	1	1	—

※定員 40名

※R7年9月末現在 36名



〔基本施策7 保健・医療サービスの充実〕

障がいの原因となる生活習慣病等の予防や早期発見、早期治療につながる事業及びメンタルヘルス対策を推進します。

さらに、医療的ケア児への支援の強化に向けては、障がいの程度に関わらず必要とするサービスを利用しながら、地域で安心して暮らせるよう専門的支援の提供体制整備について、保健・医療・福祉の連携強化を図る「医療的ケア児支援の協議」を行い、医療機関に入院している医療的ケアを必要とする重症心身障がい者（児）の、円滑な在宅への移行や早期療育支援等、地域の受け入れ体制の整備を推進します。

■町が取り組むこと

(1) 健康づくりの推進

乳幼児健康診査について、集団での実施の中でも、個々の状況に合った対応ができるよう、個別支援を強化していきます。

また、要介護状態の予防など将来的な障がいの発生の予防となる生活習慣病の予防・改善のために健康診査及びがん検診事業を実施し、より多くの町民が健康診査、がん検診を受診できるよう受診勧奨に努めます。

(2) 障がいの早期対応体制の充実

保健、医療、福祉のそれぞれの分野の特性を生かし、相談者が適切な相談機関につながるよう情報共有等を行いながら連携を強化します。

(3) 医療受診体制の充実

障がいの軽減を図り、必要な医療を継続的に受けられるよう自立支援医療費の給付や重度心身障害者医療費助成の周知を図ります。

(4) 連携体制の強化

在宅障がい者や難病患者の在宅療養生活の把握については、訪問看護師、医療機関やヘルパーとの情報交換などにより連携を深めます。

〔基本施策8 福祉サービスの充実〕

在宅での暮らしを総合的に支援するため、障がい福祉サービスを中心に、手当やその他のサービスを組み合わせた利用を促進します。

また、特別支援学校卒業生の日中活動を支援する場の確保とともに、強度行動障がいをはじめ、重度障がいを含む支援の場の確保に努めます。

さらに、共同生活援助（グループホーム）をはじめ、「親亡き後」における地域の居住の場の確保を推進します。

相談支援や情報提供については、複雑化・複合化する生活課題に包括的に対応する相談支援の充実に努めます。

■町が取り組むこと

(1) 障害者総合支援法に基づくサービスの充実

自立支援給付や地域生活支援事業について、サービス提供事業者や関係機関と連携し、個々のケースに応じて必要とされるサービスや提供量の確保、質的向上に努めます。

強度行動障がいや高次脳機能障がい、医療的ケアの必要者など、重度障がいに対応するため、支援に関わる職員に対する研修をはじめ、支援体制の整備に努めます。

(2) 在宅サービスの充実

補装具の給付事業や地域生活支援事業における日常生活用具の給付事業の周知を図り、利用を促進します。

社会参加を促進するため、地域生活支援事業を活用し、手話通訳者の派遣など、意思疎通支援の充実を図ります。

(3) 施設・居住系サービスの充実

地域で自立した生活を求めている障がい者が、地域で安心して生活できるようニーズに応じた共同生活援助（グループホーム）の事業者誘致を図ります。

(4) 相談・情報提供体制の充実

ホームページや広報誌などの文字の大きさやレイアウトなど、障がい者の利

用にも配慮した構成への改善を進めます。

(5) 権利擁護・虐待防止の推進

障がい者の意思を尊重し、自立した生活を支援するため、人権や財産保全等、権利擁護に関する「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」（県社協）、権利擁護推進事業（町社協）などの実施を促進します。

障害者虐待防止対策支援事業では、障害者虐待防止法に基づき、町や各関係機関と連携をとりながら、障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行います。

(6) 関連機関のネットワークによる連携推進

新しい制度への取り組みや大きな課題のある事例への対応等、従来の役割や担当だけでは進展し難いような状況に対し、関連機関のネットワークにより、課題解決や新たな取り組みに発展するような連携を推進します。

■町社協が取り組むこと

(1) 指定特定相談支援事業所の運営（町指定事業所）

障害者総合支援法に基づき、障がい者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう配慮した計画相談を次のとおり行います。

- ・職員の資格取得による資質向上を図り、安定したサービスの提供体制を確保します。
- ・利用者のニーズの把握及び特性を理解し、サービス等利用計画の作成に努めます。
- ・生活上の悩みや不安等も含め、様々な相談を総合的に判断し、適切な相談先の紹介や解決に向けた情報提供に努めます。
- ・関係機関と連携し、利用者が抱える不安等を解決できるように努めます。
- ・利用者が気軽に相談できるような環境づくりの整備に努めます。

(2) 障害者相談支援事業（町受託事業）

障害者総合支援法第 77 条の規定に基づき、相談支援を行うことで障がい者（児）及びその家族の地域生活支援について、次のとおり促進を図ります。

- ・生活上の悩みや不安等も含め、様々な相談を総合的に判断し、適切な相談先の紹介や解決に向けた情報提供に努めます。
- ・関係機関と連携し、利用者が抱える不安等を解決できるよう努めます。
- ・相談者が気軽に相談できるような環境づくりの整備に努めます。

(3) 訪問介護事業所の運営（障がい：町指定事業所）

障がいのある方を対象とした介護支援や家事援助の提供及び介護する家族等の介護負担を軽減するため、制度に準ずる内容でサービスを提供し、安心して生活ができるように支援します（入浴・排泄・食事などの介護支援や調理・洗濯・掃除等の家事支援の提供等）。

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
障がい事業利用者数	名	18名／月 (平均)	19名／月 (平均)	20名／月 (平均)	20名／月 (平均)	20名／月 (平均)

〔基本施策9 経済的支援の充実〕

経済的な支援として、各種制度の周知を進めます。

■町が取り組むこと

(1) 年金・手当等の充実

障がい者に対して各種手当に関する情報提供の強化を図ります。

また、指定難病療養者に見舞金を支給する、難病患者福祉見舞金の周知を図ります。

(2) 各種割引制度等の活用促進

障がい者に対する医療費自己負担の助成、税の減免、各種運賃、料金割引等の制度について周知を図ります。

〔基本施策10 生活環境の改善〕

障がい者が地域で生活するため、居住環境の改善や外出しやすい生活環境の整備を推進します。

また、移動に関しては、自家用車の利用が多いことから、免許取得や自動車改造費の助成とともに、外出先の障がい者専用駐車場の確保及び一般利用者への理解啓発に努めます。

災害時の対策として、避難行動要支援者名簿の登録・共有とともに、個別避難計画について、プライバシーの保護に最大限の注意を払ったうえで、本人の同意を得ながら作成を進めます。

■町が取り組むこと

(1) 住環境の改善

介護保険制度に基づく住宅改修や重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業により、住環境の改善を支援します。

(2) 住みよい環境づくり

道路改修や施設の改善にあたっては、国や県の方針、バリアフリー法、「茨城

県ひとにやさしいまちづくり条例」、ユニバーサルデザインの考え方などに基づき、福祉の視点を活かした整備に努めます。

(3) 移動支援の推進

自動車運転免許取得費補助事業、自動車改造費補助事業などによる支援を継続します。

また、タクシー利用助成事業についても継続します。

(4) 防犯・防災体制の充実

障がい者を災害から守るため、プライバシーの保護に最大限の注意を払い、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、同意を得た人から順次、個別避難計画の作成を進め、情報の伝達、避難誘導等、地域における防災体制の充実に努めます。

基本目標4

地域のつながりを育む 笑顔と活力のあるまち

社会環境が変化する中で、地域福祉の推進を目的として位置づけられている社会福祉協議会の機能や役割の重要性が高まっています。

そのような中、複雑・多様化する福祉ニーズに対応するため、組織体制の強化や財源の確保が課題となっています。

町社協は「だれもが安心してくらせる地域づくり」を実現するため、職員の専門性の向上及び事業推進の見直しを行うなど組織強化を計画的に推進します。

〔基本施策1 組織体制の強化〕

更なる地域福祉の向上を図るため、職員の専門性の向上を図るとともに事業の見直しを行いながら組織強化に努めます。

■町社協が取り組むこと

- ・ 社会保険労務士等の専門職を活用し、事業及び経営の透明性を確保します。
- ・ 職員の専門性の向上を図るため、研修の充実と資格取得の推進に努めます。
- ・ 事業の進捗管理を徹底するとともに事業の評価・検証に努めます。
- ・ 町と連携しながら、組織運営及び地域福祉事業に必要な職員の確保に努めます。

〔基本施策2 財政基盤の強化〕

町社協の財源は、町民や企業からの社協会費（戸別・企業法人）及び善意銀行への寄付金、共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）、町等からの受託金・補助金で構成されています。

町民からの会費等は、地域福祉活動を支える貴重な財源となっているため、引き続き協力をいただけるよう会費等の用途を明確にし更なる財政基盤の強化に努めます。

また、受託事業の継続的な受注に向け事業の推進に努めます。

■町社協が取り組むこと

(1) 社会福祉協議会会費の協力依頼

地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることにより「地域福祉の推進」を目指して活動しています。

そのため、町民に社協会費の納入という形で福祉活動への参加をいただき「だれもが安心して暮らせる地域づくり」を実現するために協力を依頼します。

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
納入率 (社協会費)	%	72	74	76	78	80

※近年の納入率 約70%（世帯）

(2) 善意銀行への寄付の協力依頼

町民からいただいた寄付金や寄贈品を町内の社会福祉活動に有効に活用することにより、社会に還元します。活用方法を明確にし、寄付額の増額につながるよう積極的な広報に努めます。

また、福祉基金を含めた活用方法を検討し、中期的な視点から適切な運用に努めます。

(参考：主な活用内容)

- ・ひとり暮らしの高齢者に対する安心箱の配付
- ・児童福祉施設等への遊具等の配分
- ・災害見舞金の配分
火災や天災等によって罹災された世帯に対し見舞金を配分
- ・生活困窮者への支援
生活つなぎ資金貸付・食糧支援

(3) 茨城県共同募金会との連携

町社協は、茨城県共同募金会大子町共同募金委員会の事務局として、赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金を町内全域で実施しています。募金は、地域福祉を推進する上で重要な財源となっているため、引き続き協力をいただけるよう

に用途を明確にするための広報活動や納入方法の工夫等に努めます。
また、募金を財源とする事業の適切な配分の検討に努めます。

【主な取り組み】

少子高齢化や町民の生活スタイルの変化等を踏まえた納入方法の検討、飲み物の購入時に売り上げの一部が赤い羽根共同募金に寄付される自動販売機の設置の推進 など

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
納入率 (共同募金)	%	72	74	76	78	80

※近年の納入率 約70%（世帯）

(参考：主な配分事業)

○赤い羽根共同募金配分金事業

- ・高齢者福祉活動の推進
→単位老人クラブ団体の育成・支援、スポーツ等の推進、友愛訪問活動の推進等
- ・障がい者（児）福祉活動の推進等
→障がい者団体及び特別支援学校の育成・支援、障がい者（児）在宅支援等
- ・児童・青少年福祉活動の育成
→「子育て十章」の配布、児童・生徒の社会参加活動、総合学習への協力・支援、体験学習のための福祉用具貸し出し（車椅子・疑似体験セット・点字セット等）等
- ・母子（父子）福祉活動の推進
→ひとり親家庭等児童小学校入学祝の贈呈等
- ・福祉育成・援助活動の推進
→地域福祉活動推進事業に対する助成金の交付等
- ・ボランティア活動・育成の推進
→町内全小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対する助成金の交付等
- ・緊急配分金事業
→被災世帯への見舞金の配付

○歳末たすけあい募金配分事業

- ・ 80歳以上のひとり暮らし高齢者へおせち品の配付
- ・ 障がい者福祉施設・高齢者福祉施設の歳末事業に対する助成金の交付

〔基本施策3 在宅福祉サービスの推進〕

町民が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、新たなニーズの把握や在宅福祉サービスを推進します。また、社会福祉法人や福祉関係者等と連携、協働することにより複雑化するニーズに対応できる支援体制づくりに努めます。

■町社協が取り組むこと

(1) 相談支援事業の推進

福祉サービスに関することをはじめ、日常生活に関すること等、福祉の専門職員が様々な相談に応じ、共に解決に向かえるよう支援します。社協では対応できない内容の場合には、関係機関につなげる等の支援を行います。

また、日々の生活に困っている世帯の状況に応じ、資金貸付等による世帯の自立更生を促進します。

(参考：主な相談支援事業)

○総合相談支援

- ・ 生活上の悩みや不安等も含め、様々な相談を総合的に受付し、適切な相談先の紹介や解決に向けた情報提供に努めます。
- ・ 関係機関と連携し、解決に向かえるように努めます。
- ・ 相談者が気軽に相談できるよう環境づくりの整備に努めます。

○生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

- ・ 高齢者・障がい者・低所得世帯及び失業者世帯の自立に向けた資金貸付及び償還指導に努めます。
- ・ 貸付滞納者への督促及び相談の実施に努めます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付者に対するフォローアップ支援に努めます。
- ・ 関係機関と連携し、相談内容に応じた包括的支援に努めます。

○生活つなぎ資金

- ・ 相談者の生活状況を把握し、資金貸付の必要性を判断した上で貸付を行います。
- ・ 必要に応じて、フードバンクと連携した支援を行います。
- ・ 関係機関と連携し、相談内容に応じた包括的支援に努めます。

(2) 在宅福祉サービス事業の推進

安心して在宅生活を送るために必要となる福祉サービスを提供します。また、不足するサービスの開発および実施に努めます。

(参考：主な在宅福祉サービス事業)

○在宅介護用品（福祉用品）等の貸出事業（再掲）

○地域支え合いサービスセンター事業「さとも」（再掲）

○あんしんコール事業（再掲）

○権利擁護推進事業（再掲）

○食糧支援

- ・ 生活が困窮し食料支援が必要な町民に対し、無償で食料を提供します。
- ・ 相談者が必要な制度や支援につなげます。

〔基本施策4 災害ボランティアセンターの運営体制強化〕

災害ボランティアセンターは、災害発生時に災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点となるもので、町で大きな災害があった時は、町社協が災害ボランティアセンターを設置し運営を行います。当センターは、被災者ニーズの把握、ボランティア活動に必要な機材の準備、ボランティアの受け入れ・派遣などを行います。

■町社協が取り組むこと

- ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施し、災害時に迅速に対応が行えるよう体制を強化します。
- ・ 「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム」（通称：IVOS（アイボス））を活用した円滑な運営が行えるよう職員が研修会等に参加し、応援社協職員もシステムを使用できる体制を目指します。

- ・災害時に迅速に対応が行えるよう日頃から関係機関と連携を図ります。
- ・県内で災害が発生し、被災地の社会福祉協議会に派遣された際に、災害ボランティアセンターのスムーズな立ち上げに向けた助言・支援等を行うため「災害初動期対応チーム」メンバー養成研修の受講を推進します。



災害ボランティアセンター運営訓練
災害ボランティアリーダー養成研修

令和元年東日本台風に伴う
災害ボランティアセンター運営

〔基本施策5 啓発活動の強化〕

福祉に関する事業の周知の強化を図るため、多様な情報発信手段を活用し、必要な情報がわかりやすく入手できるよう努めます。

■町社協が取り組むこと

- ・町広報誌や町福祉課所管のデジタルサイネージを積極的に活用します。
- ・社協広報紙「福祉だいき」や各事業啓発チラシの内容を充実し、社協事業への理解を深めます。
- ・ホームページやSNSなど広報ツールを活用し、年齢に応じた見やすい広報内容に努めます。

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
Facebook フォロワー数	件	900	915	930	945	960

※R7年9月末現在 884件

〔基本施策6 大子町文化福社会館『まいん』の管理〕

地域住民の交流を促進、教育文化の振興、福祉の増進及び観光の振興を図るため、利用者の利便性や安全性に配慮した管理運営を実施します。

■町社協が取り組むこと

- ・会館の利用について、利用内容を確認したうえで許可するなど、適切な利用（貸出）に努めます。
- ・会館の良好な状態を維持し、設置の目的を十分認識して効果的、効率的な管理運営を図ります。

数値目標

区別	単位	R8	R9	R10	R11	R12
利用件数	件	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900

※R6年度 2,131件

※大子町交流拠点施設「B.B.D」(R7年6月オープン)及び防災対応型観光交流施設(R8年秋オープン)の設置により、利用件数の分散が想定される。



資料編

1 大子町地域福祉計画策定委員会設置要綱

○大子町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成22年8月30日
告示第55号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、大子町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、大子町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、町長に対して地域福祉計画の策定に関し必要な提案を行うものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する調査及び内容の検討に関すること。
- (2) 地域福祉計画素案の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉計画策定に関し町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 関係福祉施設の代表者
- (4) 関係福祉団体の代表者
- (5) 学校教育に関係のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年9月1日から施行する。

2 策定委員会委員名簿

氏名	役職等※	備考
椎名 久	大子町区長会会長	委員長
蓮見 信之	大子町民生委員児童委員協議会会長	副委員長 令和7年12月1日から
益子 孝幸	大子町民生委員児童委員協議会会長	副委員長 令和7年11月30日まで
益子 智好	主任児童委員	
武士 庄一	社会福祉法人陽康会 (あいおんの丘大子 施設長)	
神長 敏	大子町社会福祉協議会 事務局長	
清水 洋太郎	大子町学校長会会長 (だいが小学校校長)	
介川 秀男	大子町議会議員	
出村 尚英	久慈地区保護司会 大子支部支部長	

※役職等は、委員委嘱時のもの

大子町地域福祉計画・大子町地域福祉活動計画

令和8年3月

発行 大子町 / 社会福祉法人 大子町社会福祉協議会

編集 大子町福祉課

〒319-3521 茨城県久慈郡大子町大字北田気 662 番地

TEL 0295-72-1117

E-mail fukushi01@town.daigo.lg.jp

社会福祉法人 大子町社会福祉協議会

〒319-3526 茨城県久慈郡大子町大字大子 722 番地 1

TEL 0295-72-2005

E-mail daigo-syakyo@ia8.itkeeper.ne.jp